令和８年８月２６日

まちづくり委員会資料

２　所管事務の調査（報告）

（３）令和７年度　川崎市住宅供給公社「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

資　　料	「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」 （川崎市住宅供給公社）
参考資料１	令和７年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について
参考資料２	令和７年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果について

ま ち づ く り 局

（住宅政策部 住宅整備推進課）

資料

経営改善及び連携・活用に関する取組評価
（令和7（2025）年度）

法人名（団体名）	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課

経営改善及び連携・活用に関する方針

法人の概要

1　法人の主な事業概要
（1）住宅の積立分譲を行うこと。
（2）住宅の用に供する宅地の造成、住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
（3）住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
（4）前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
（5）前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理を行うこと。
（6）公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づき公営住宅又は共同施設の管理の一部について事業主体に代わって行うこと。
2　法人の設立目的
　住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。
3　法人のミッション
　安全・安心な暮らしを支える住まい・まちづくりを通じて、活力ある地域社会の実現に向けた貢献をすることです。

本市施策における法人の役割

　川崎市住宅基本計画において、公的団体として市民や事業者等の信頼があり、ノウハウを有するため、住宅政策を市と連携して実施する重要なパートナーとして、住まいや住環境の質の向上に向けた先導的な取組を実施することが期待されており、主に次の4つの役割があります。
1　住宅事業者としてのノウハウを活かしたコーディネーターとして、また、地域に根差した実施主体として、住まいに関する施策を推進する役割
2　住まいに関する取組におけるNPO等の活動を支援し、育成を図るため、NPO等と連携して事業を行うことや、事業委託、研修支援等を行う中間支援組織としての役割
3　様々な分野の多様な主体による取組を効果的・効率的に実施する上での、民間事業者のみでは実現が難しい、異なる業種・団体・主体間のコラボレート機能としての役割
4　健全な住宅市場の育成に向け、広く各専門家やNPO等と連携し、専門家等が持つノウハウや情報を収集、発信する住情報拠点としての役割
　また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、住宅困窮者が増えているとともに、今後30年程度は、低所得者や高齢者などの住宅確保要配慮者数が高い水準で推移していく状況が見込まれており、今後も引き続き、川崎市の住宅政策の一翼を担い、地域に根差した住宅やまちづくりのノウハウを有する事業者として、住宅を必要とする市民に対し、安全・安心な住まいを提供していくことが重要となります。
　さらに、川崎市持続可能な開発目標(SDGs)推進方針に基づき、「かわさきSDGsゴールドパートナー」として、高齢者、障害者、外国人等の居住の安定確保、賃貸住宅の共用部へのLED照明器具導入等脱炭素に資する取組などを推進してまいります。

		政策	施策
法人の取組と関連する市の計画	市総合計画上関連する政策等	政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる	施策1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備
	関連する市の分野別計画	川崎市住宅基本計画【平成29（2017）年度～令和8（2026）年度】	

現状と課題

1　現状
（1）住宅政策実施のパートナーとしての役割
　市の住宅政策実施のパートナーとして、市営住宅の管理代行業務やすまいの相談窓口業務等を市より受託して事業を実施しています。受託事業については、適正な業務執行や事務の効率化、市民サービスの向上などを目指し、業務を実施しています。市営住宅の管理代行については、令和4（2022）年度から新たに5年間の管理代行の協定を締結する予定となっています。
（2）賃貸住宅の適切な管理
　住宅供給公社は、賃貸住宅の管理者として、公社所有賃貸住宅や民間所有者より管理受託を受けた賃貸住宅の管理を行っています。管理している住宅は、住宅を必要としている市民に対して供給を行い、適切な管理を行っています。
（3）財務状況について
　現在、公社の財務状況は健全であり、出資法人に求められる「自主的・自立的な経営」を実現しています。
（4）組織体制について
　組織については、各事業の業務内容や人員構成等を踏まえ、組織の見直しと人事異動を毎年実施し、組織の活性化を図っています。また、職員の育成については、住宅供給公社独自の人材育成計画や人事評価制度を導入し、計画に基づいた研修や職員ひとりひとりの評価を実施することで、職員の人材育成を進めています。
2　課題
（1）市営住宅については、令和4（2022）年度から5年間の管理代行制度の継続が決定しているが、これからの市営住宅の管理に求められる新たな取組も示されているため、住宅供給公社も市と連携をしながら取り組む必要があると認識しております。また、管理代行に係る各種の事務については、更なる効率化に向け、見直しを図っていきます。
（2）公社所有賃貸住宅については、現在高い入居率を維持しておりますが、入居率を維持するためにも、建物の保全工事（大規模修繕工事等）を適切な時期に実施するとともに空家対策（設備のリニューアルやリノベーション等）を実施していく必要があると認識しています。
（3）公社の財務状況は健全でありますが、今後も現状の維持と公社事業の一層の効率化が必要と考えています。

取組の方向性

1　経営改善項目
（1）賃貸住宅管理事業をはじめとした各事業の実施による安定した収益の維持
（2）住宅供給公社が策定した人材育成計画及び人事評価制度の推進による職員の人材育成
2　連携・活用項目
（1）川崎市営住宅の管理代行による適切な管理の維持、市民サービスの向上、これからの市営住宅の管理に求められる新たな取組の実現に向けた取組実施
（2）市の施策の推進と多方面への展開に向け、専門家団体や協力事業者等との連携によるパートナーシップ事業の実施

本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

4カ年計画の目標

「川崎市住宅基本計画」に位置づけられた公社の役割を踏まえ、「市営住宅管理事業」「パートナーシップ事業」「賃貸住宅管理事業」を効率的かつ効果的に実施します。
・川崎市の市営住宅の管理代行者として適切な入居管理を行いながら、住宅管理事務の効率化や市民サービスの向上に取り組みます。また、これからの市営住宅の管理に求められる新たな取組の実現に向け、市と連携しながら、「市営住宅管理事業」を推進します。
・市や専門家団体（宅建団体等）との連携を行いながら「パートナーシップ事業」の推進を図ります。
・「賃貸住宅管理事業」については、適切な建物管理を行うことで管理物件の高い入居率を維持し、経営基盤の充実・強化を図ります。
　経営面や組織に関しては、安定的な収益確保や個人情報資産の適切な管理に努めるとともに、人材育成計画や人事評価制度を活用して人材育成を推進していきます。

1．本市施策推進に向けた事業取組

取組No.	事業名	指標		現状値（令和3（2021）年度）	目標値（令和7（2025）年度）	実績値（令和7（2025）年度）	単位	達成度（※1）	本市による評価・達成状況（※2）・費用対効果（※3）	今後の取組の方向性（※4）
①	市営住宅管理事業	空家解消率		73.1	87.8	89.8	%	a	B	Ⅰ
		市営住宅等使用料収入率		99.53	99.56	99.30	%	b		
		事業別の行政サービスコスト	本市財政支出（直接事業費）	4,593,967（4,607,108）	4,802,446（4,832,617）	3,518,634（3,584,498）	千円	1）	(2)	
②	パートナーシップ事業	すまいの相談窓口における相談件数		458	500	779	件	a	A	Ⅰ
		ハウジングサロンにおける住宅相談・マンション管理相談件数（R4年度までは（一財）川崎市まちづくり公社による事業）		659	640	853	件	a		
		事業別の行政サービスコスト	本市財政支出（直接事業費）	12,989（17,808）	21,221（31,148）	19,025（44,165）	千円	1）	(1)	
③	賃貸住宅管理事業	公社管理物件への入居率		97.0	95.9	97.6	%	a	A	Ⅰ
		事業別の行政サービスコスト	本市財政支出（直接事業費）	1,606（527,910）	1,155（502,863）	1,133（519,080）	千円	1）	(1)	

2．経営健全化に向けた取組

取組No.	項目名	指標	現状値（令和3（2021）年度）	目標値（令和7（2025）年度）	実績値（令和7（2025）年度）	単位	達成度	本市による評価・達成状況	今後の取組の方向性
①	財務状況維持	経常収支比率	102.5	100	102.1	%	a	A	Ⅰ
		賃貸管理事業及び民間提携住宅管理事業の事業収益	715,573	702,949	718,696	千円	a		

3．業務・組織に関する取組

取組No.	項目名	指標	現状値（令和3（2021）年度）	目標値（令和7（2025）年度）	実績値（令和7（2025）年度）	単位	達成度	本市による評価・達成状況	今後の取組の方向性
①	経営基盤の安定化に向けた個人情報資産の保全	個人情報の取扱い事故の発生件数	0	0	0	件	a	A	Ⅰ
②	人材育成	人事評価の評点が標準点以上をとった職員の割合	97.30	96.20	98.68	%	a	A	Ⅰ

(※1)【 a. 目標値以上、b. 現状値以上～目標値未満、c. 目標達成率60%以上～現状値未満、d. 目標達成率60%未満】
（行政サービスコストに対する達成度については、1). 実績値が目標値の100%未満、2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満、3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満、4). 実績値が120%以上）
(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】
(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】
(※4)【Ⅰ. 現状のまま取組を継続、Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、Ⅲ. 状況の変化により取組を中止】

法人及び本市による総括

【令和6（2024）年度取組評価における本市の総括コメントに対する法人の受止めと対応】
・川崎市住宅基本計画に位置付けられた公社の役割を踏まえ、市営住宅や公的賃貸住宅の管理運営を適切に行いました。
・個人情報の保全については、当公社で策定した個人情報保護マネジメントシステムに基づき、全役職員（派遣社員を含む）を対象として、定期研修又は新規採用時研修を実施しました。研修では、情報セキュリティ対策のほか、過去の事故例とその再発防止策、個人情報の取扱いに関する具体的なルール等を取り上げ、適切な管理に関する意識向上を図りました。また、個人情報の取扱ルールを徹底するため、年1回の内部監査に加え、日常業務における委託先の管理、所属長による定期的な声掛けや運用状況の確認等を実施した結果、個人情報の紛失等に関する事故は発生しませんでした。
・人材育成については、目標設定時、中間フォロー時及び年度評価時の各段階における被評価者との面談を通じて、コミュニケーションを取りながら、設定した個人目標の達成に向けた取組を確認することで、主体的に職務を遂行する能力の開発に努めました。
・引き続き、川崎市と連携し、川崎市の住まいに関する施策の推進及び公社の主体的な取組の推進等に努めます。

【令和7（2025）年度を含む4ヵ年の取組評価の結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など】
・本市の施策推進に向けた取組については、現計画4年間において、目標を概ね達成していることから、「川崎市住宅基本計画」に位置付けられた公社の役割を踏まえ、事業を実施できたものと考えています。
・現計画期間において、業務・組織に関する取組は、目標を達成していますが、適正な個人情報の保全や人材育成については、取組をより一層強化することを求めます。
・今後も引き続き、市と住宅政策を連携して実施する重要なパートナーとして、その役割を一層高めるために、社会状況の変化に対応しながら、「パートナーシップ事業」をはじめとした住まいや住環境の質の向上に向けた先導的な様々な取組について、主体的かつ効果的に推進することを期待します。

法人名（団体名）	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課

1．本市施策推進に向けた事業取組①（令和7（2025）年度）

事業名	市営住宅管理事業

計　画（Plan）

現状	市営住宅等における大規模修繕等の計画的な維持管理、入居者の円滑な移行や地域での居住安定に向けた取組及び的確な滞納対策の実施による適正な債権管理等、公営住宅法に基づき、住宅困窮世帯等に対する適切な市営住宅の提供を図ることが求められています。
行動計画	川崎市の管理代行者として、公営住宅法に基づき中立・公平な立場に立ち、真に住宅に困窮している世帯に対して多くの入居機会が与えられるように、適切な入居管理を行います。また、これまでの管理ノウハウを活かし、適切な修繕・維持管理を進めるとともに、これからの市営住宅の管理に求められる事項として、民間賃貸住宅等への移行のサポートや入居者と地域の支援の担い手とのつながりづくりに取組み、市の住宅施策と連携した「市営住宅管理事業」を推進します。
具体的な取組内容	・市営住宅維持管理業務及び市営住宅修繕業務については、川崎市営住宅管理業務仕様書に基づき適正かつ効率的に執行します。 ・入居者募集業務については、令和7年度から定期募集（年4回）に補欠制度を導入し、一定期間内に入居辞退があった場合に補欠者へ斡旋することで入居機会を拡大します。また、募集のしおりにPR欄を新設し、特定住宅の魅力を発信することで、入居辞退や公募割れ住戸を減らします。常時募集制度の継続活用により、空家解消率の向上に努めます。 ・使用料滞納整理業務については、架電や戸別訪問、面談等を通じて滞納者の生活状況等を把握し、必要に応じて福祉部門等と連携して適切に対応します。市との定期的な打合せで情報共有・意見交換を行い、効果的な催告を推進します。口座振替の推進や収入申告書の提出案内などにより、収入率の向上を図ります。 ・市営住宅の適正使用の促進に向けては、承継者不在や単身入居者の死亡時の手続きに迅速に対応するとともに、承継資格の無い入居者や不正入居者への退去指導、迷惑行為への対応を継続します。また、高齢や障害等により各種手続きが困難な入居者に対しては、福祉部門等と連携し、必要な支援を行います。 ・入居者支援や地域連携については、福祉部門やだいJOBセンター、公社相談窓口等と連携し、民間賃貸住宅への移行支援を行います。また、地域包括支援センター等と協力し、市営住宅の集会室を活用した勉強会などを通じて、地域とのつながりづくりを推進します。 ・自治会活動支援については、令和6年度に改定した「自治会活動の手引き」第2版を各自治会へ配布します。また、巡回時などに自治会役員と面談し、情報共有や必要な支援を行うことで、自治会活動の充実を図ります。

実施結果（Do）

本市施策推進に向けた活動実績	【指標1（空家解消率）関連】≪目標値87.8%／実績値89.8%≫ 令和7年度当初の空家（入居可能なもの）については、定期募集で辞退等が生じた場合、補欠者制度により補欠当選者へ迅速にあっせんし、空家解消を図りました。また、過去に応募が少なかった住宅については、募集のしおりにPRページを設けて特集掲載することで、申込数の増加につなげるなど一定の成果を得ました。 【指標2（市営住宅等使用料収入率）関連】≪目標値99.56%／実績値99.30%≫ 次の取組により、収入率の向上及び滞納期間の短縮に努めました。 ①新規入居者に対しては、入居手続時に使用料振替口座の登録を確認し、滞納者に対しては、登録口座の変更手続を含めた確実な振替納付指導を行い、生活保護受給者に対しては、代理納付制度の活用を勧奨しました。 ②収入申告書の未提出や減免申請の更新漏れに起因する使用料の高額化を防ぐため、架電や文書、戸別訪問等による催告の際に、各書類の提出を促しました。 ③使用料1か月分の滞納者に対しては、滞納発生後速やかに架電や戸別訪問による催告を行うことに加え、新たに電話によるフォローアップの取組を開始し、滞納の早期解消を図りました。 ④使用料2か月分以上の滞納者に対し、電話・戸別訪問・文書での催告を行うとともに、令和7年9月からは奇数月に催告文書の一斉送付を実施しました。あわせて、夜間・休日の対応も行いました。これらの取組により生活状況を把握し、必要に応じて各区役所の保護課や高齢・障害課、地域包括支援センター、だいJOBセンター等と連携しながら、計画的な支払につながるよう丁寧に対応しました。 ⑤個別訪問による催告時に、訪問員がその場で使用料を受領できる旨を周知し、徴収機会の拡大に取り組みました。 【その他】 ①川崎市営住宅管理業務仕様書に基づき、施設維持管理業務（エレベーター保守点検、給水設備管理、消防設備等各種法定点検）や、一般修繕・空家修繕・緊急修繕・大規模改修工事等を適正に実施しました。 ②収入申告が提出されない又は書類に不備のある高齢者・障害者世帯等に対して、住宅を訪問し提出の支援を行ったほか、退去等に際し必要な手続を取ることができない入居者に対しても、関係各所と協力し、柔軟な対応により適切な手続につなげました。 ③「自治会活動の手引き」第2版を市営住宅の全自治会あてに送付するとともに、一部の自治会には訪問して改訂内容を説明し、自治会活動の活性化を図りました。 ④入居者と地域の支援団体とのつながりを深めるため、各自治会のニーズを把握したうえで、地域包括支援センターや区役所等と連携し、「防災対策勉強会」や「介護保険勉強会」などを開催しました。また、これまでの取組事例を「川崎市営住宅自治会支援活動実績集」として取りまとめました。

評　価（Check）

本市施策推進に関する指標			目標・実績	R3年度（現状値）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	空家解消率		目標値		80.3	82.8	85.3	87.8	%
	説明	年度当初における空家住戸のうち年度内に使用許可に至った住戸の割合	実績値	73.1	83.2	73.7	77.4	89.8	
2	市営住宅等使用料収入率		目標値		99.54	99.55	99.55	99.56	%
	説明	住宅使用料(現年度分)の収入率 ※R4～7年度の個別設定値：99.29%(過去の平均値)	実績値	99.53	99.51	99.35	99.20	99.30	

指標1に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値（個別設定値）以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値（個別設定値）未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2に対する達成度	b	

法人コメント（指標に対する達成度やその他の成果等について）

【指標1関連】
令和6年度に定期募集し令和7年度当初に空家となっていた98戸について、速やかに定期募集や常時募集にかけ、年度末までに88戸の入居が決定しました。募集のしおりに、公募割れの多く発生する住宅の特集ページを設けてPRしたことや、新たに補欠制度を導入したことにより、空家の早期解消につながりました。

【指標2関連】
令和6年度までの取組を継続するとともに、新たな取組を実施した結果、令和6年度と比較し収入率が改善し、個別設定値（H29～R3実績の平均値）以上の収入率を確保することができましたが、物価の上昇など滞納者を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が続いており、目標値達成には至りませんでした。

【その他】
入居者と地域の支援団体とのつながりづくりに資する「勉強会」等の取組を継続して行ったほか、令和5年度に発行・配布した「自治会活動の手引き」について、主に防災に関する情報やQ＆Aの内容を拡充する見直しを行い、第2版として全自治会に配布しました。また、一部の自治会を訪問し、同「手引き」の見直し内容に関する説明や自治会の課題等に関するヒアリングを実施しました。

本市による評価

達成状況	区分		区分選択の理由
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	B	・指標1については、補欠制度の導入や募集のしおりに住宅のPR欄を新設することにより、入居辞退による空家住戸の発生が軽減し、申込数も増加するなど、一定の成果が得られたため。 ・指標2については、公営住宅の性質上、低額所得者が多く入居しているため、食費等の生活必需品や光熱水費の物価高騰の影響を直接受けたことなどが考えられ、目標値を達成できませんでしたが、滞納の早期解消に向けた新たな取組を実施することなどにより、令和7年度の収入率は前年度を上回っており、一定の成果があったため。

行政サービスコスト			目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト		目標値		4,822,911 (4,853,082)	4,868,984 (4,899,155)	4,984,186 (5,014,357)	4,802,446 (4,832,617)	千円
	説明	本市財政支出（直接事業費）	実績値	4,593,967 (4,607,108)	4,504,586 (4,503,105)	4,138,416 (4,129,146)	3,992,918 (4,025,709)	3,518,634 (3,584,498)	

行政サービスコストに対する達成度	1)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上

法人コメント（行政サービスコストに対する達成度について）

本行政サービスコストは、大半を工事費とした構成であり、工事の内容は、川崎市市営住宅等ストック総合活用計画等に基づく大規模修繕や入居者の退去に伴う修繕、その他の一般修繕等であるため、年度毎に増減します。令和7年度は、令和6年度と比べ大規模修繕工事の件数が減少したことなどから、目標値と比較し1,283,812千円の減となりました。
また、市営住宅管理業務仕様書に基づき適正に業務を行いながら、外壁や屋上防水等の複数の工事を実施する住宅において、発注時期等を調整し、足場を共通で使用することで仮設費を抑制するなど、修繕費の縮減に向けた取組を実施し、目標値の範囲内のコストで業務を執り行うことができました。

本市による評価

費用対効果（「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価）	区分		区分選択の理由
	(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(2)	市営住宅等使用料収入率については目標に届かなかったものの、行政サービスコストの大半である工事や修繕について、コストの抑制を図りながら、必要な業務が実施されており、目標値を達成したため。

改　善（Action）

実施結果（Do）や評価（Check）を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	Ⅰ	入居者募集については、定期募集での補欠繰上や公募割れ･辞退の防止に向けた取組、速やかな常時募集を実施するなど、引き続き、空家の早期解消に取り組んでいきます。 使用料等収納については、従前からの取組に加え、令和7年度から開始した訪問等の後のフォローアップ電話、出張徴収等の取組を継続し、収入率の向上に取り組んでいきます。

法人名（団体名）	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課

本市施策推進に向けた事業取組②（令和7（2025）年度）

事業名	パートナーシップ事業

計　画（Plan）

現状	「空家の増加」や「住宅確保要配慮者の増加」などの住宅政策を取り巻く現状と今後重視すべき課題を踏まえ、「既存住宅の活用強化と流通促進」や「重層的セーフティネットの構築」等に向けた取組が必要となっています。令和3（2021）年度時点で、「居住支援事業」「すまいの相談窓口業務」「居住支援協議会事務局業務」を実施しています。
行動計画	住宅政策を川崎市と連携して実施するパートナーとして、市民の多様なニーズに応えるため、公共と民間の中間的組織としての特性を活かし、抱える課題が複雑化する住宅確保要配慮者等からの相談に対して、福祉部局や支援団体、不動産団体との連携の中心となって、必要な支援に繋ぐ役割を担うなど、「パートナーシップ事業」の推進を図ります。
具体的な取組内容	・居住支援事業については、居住支援制度の利用希望者等に対する説明や相談対応業務の実施、利用者の管理及び保証履行発生時の協力不動産店や保証会社等との連絡調整や事務手続きを行います。 ・あんしん賃貸支援事業では、物件情報や市の実施する支援情報の提供等により入居機会の確保に繋げるとともに、必要に応じて賃貸借契約を締結するために必要な手続きの同行や通訳派遣等の支援を支援団体等と連携し実施します。 ・「すまいの相談窓口」の運営業務については、居住支援協議会の相談機能として、サポート団体等との連携強化を継続します。また、物件情報が少ない北部地域では、居住支援法人等と連携し、サブリース等の手法により入居可能物件の確保を図るほか、相談者の状況に応じて内覧・契約手続きへの同行支援にも取り組みます。その他、空家所有者等からの利活用・管理・売却等の相談に対して情報提供を行い、必要に応じて専門家団体と連携し、課題解決に向けた支援を実施します。 ・「ハウジングサロン」の運営業務については、マンション管理や住宅リフォーム等に関する無料相談（アドバイザー派遣含む）や、年2回のマンション管理基礎セミナーを実施します。これらの取組については、公社ホームページや区役所等でのチラシ配架、関連団体主催セミナーでの案内等により周知広報を実施することにより、利用促進を図ります。また、相談窓口利用者へのアンケート調査を通じて相談ニーズを把握するなど、窓口サービスの向上に取り組みます。 ・「すまいの相談窓口」（公社川崎事務所）と「ハウジングサロン」（中原区）では、2つの相談窓口が相互連携し、相談者に対し多様な相談機会の提供に取り組みます。具体的には、相談者の自宅等と各窓口をつなぐオンライン相談のほか、「すまいの相談窓口」の場所で「ハウジングサロン」の相談を受ける出張相談や、「ハウジングサロン」の場所で「すまいの相談窓口」とオンライン接続して相談を受けるなど、柔軟な対応を取り組みます。 ・居住支援協議会事務局業務については、川崎市との共同事務局として、会議やセミナー開催に係る連絡調整及び運営業務、支払業務、国庫補助申請等に係る事業費管理業務等を実施します。

実施結果（Do）

本市施策推進に向けた活動実績	【指標1（すまいの相談窓口における相談件数）関連≪目標値500件／実績値779件≫ ①居住支援事業では、制度利用希望者への説明・相談対応を行うとともに、利用者管理や保証履行時の不動産店・保証会社との調整等を実施しました。 ②あんしん賃貸支援事業では、物件情報や市の支援情報を提供し入居機会の確保を図りました。また、必要に応じて契約手続きへの同行や、地域包括支援センター・通訳団体等と連携した入居支援を行いました。 ③「すまいの相談窓口」の運営事業では、関係団体との連携強化と窓口の周知を進め、相談件数が増加しました。複合的な課題を抱える方には、関係機関と連携し丁寧に対応しました。また、居住支援法人等と連携して物件確保に努め、内覧や契約手続きへの同行など状況に応じた支援を実施しました。相談後も電話等でフォローし、継続的な支援を実施しました。 ④窓口機能の強化のため、市と連携し、川崎市居住支援協議会専門部会（9回）を開催し、関係団体との連携体制を構築しました。精神障害者の地域移行支援会議等においては、取組の周知や勉強会を実施し、課題を共有しました。さらに、オンライン相談体制を整備し、4月から運用を開始しました。 ⑤空家相談では、利活用・管理・売却など48件に対応し、必要に応じて専門家と連携して課題解決を支援しました。 ⑥居住支援協議会の事務局業務では、市との共同事務局として、会議・セミナー運営や支払業務、補助金申請などの事業費管理を行いました。 【指標2（ハウジングサロンにおける住宅相談・マンション管理相談件数）関連】≪目標値640件／実績値853件≫ ①ハウジングサロン運営については、NPO法人と連携し、住宅相談379件（うち、住まいアドバイザー派遣現地相談3件）及びマンション管理相談474件（うち、住まいアドバイザー派遣現地相談21件）に対応しました。また、係争に関する相談7件（住宅相談2件、マンション管理相談5件）に対して、神奈川県弁護士会の「川崎すまいる相談」を案内しました。 ②ハウジングサロンの相談を「すまいの相談窓口」の場所にて対応する出張相談を14件（住宅相談2件、マンション管理相談12件）を実施しました。また、オンライン相談が可能であることを周知し、1件のお問い合わせを受けました。 ③ハウジングサロンを案内するチラシについて、各種セミナーでの配布やかわさき情報プラザ・各区役所・市民館・図書館等に配架するなど、様々な機会を通じて周知や広報に取り組み、利用を促進しました。 ④ハウジングサロン利用者へのアンケート（回答者78人）では、満足度は9割以上が「満足」または「概ね満足」と回答しました。特に、専門家の助言が受けられ、身近で相談しやすい点が高く評価されました。また、令和6年度の意見を踏まえ、マンション管理の相談事例をホームページで公開するなど情報発信を強化し、気軽に相談できる体制づくりを進めました。 【その他】 専門家講師によるマンション管理基礎セミナーを、講義と併せて動画配信により2回開催しました。総申込者数は317名、総会場参加者数は141名、総動画視聴回数は286名となりました。セミナー参加者へのアンケート（回答者129人）では、9割以上が「とても役に立った」または「役に立った」と回答しました。

評　価（Check）

本市施策推進に関する指標			目標・実績	R3年度（現状値）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	すまいの相談窓口における相談件数		目標値		500	500	500	500	件
	説明	すまいの相談窓口における相談受付件数	実績値	458	534	644	688	779	
2	ハウジングサロンにおける住宅相談・マンション管理相談件数（R4年度までは（一財）川崎市まちづくり公社による事業）		目標値			640	640	640	件
	説明	ハウジングサロンにおける住宅相談・マンション管理相談の相談受付件数	実績値	659	552	702	789	853	

指標1に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値（個別設定値）以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値（個別設定値）未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2に対する達成度	a	

法人コメント（指標に対する達成度やその他の成果等について）

【指標1関連】
すまいの相談窓口については、関係機関等への周知啓発、だいJOBセンターとの連携強化を更に進めたことにより、窓口の認知度が向上したものと考えられ、相談件数は目標値を上回りました。併せて、関係団体による会議等に複数回参加し、公社の取組み内容について情報共有や周知啓発を図りました。こうした取組を通じて関係支援団体等との連携を高めながら、複合的な課題を抱える住宅確保要配慮者に対して、丁寧で適切な案内や支援、物件提供を行いました。また、相談者の入居機会の確保につなげるため、居住支援法人等と連携し、相談者の状況に応じた内覧・契約手続き、面談等の同行や支援に取り組みました。
空家相談については、ホームページやリーフレット等で周知を図り、必要に応じて専門家団体や関係部局等と連携しながら、丁寧で適切な案内を実施しました。

【指標2関連】
ハウジングサロンについては、ホームページやチラシ等による周知・広報により、相談件数が増加しました。このうち住宅相談では、融資・助成等に関する相談が大幅に増加しています。マンション管理相談では、大規模修繕工事及び長期修繕計画等のハード面に関する相談並びに管理組合・総会・理事会の運営や管理規約の改正・運用等のソフト面に関する相談が高水準で推移し、管理費・修繕費の見直しに関する相談が増加しています。
引き続き、利用者アンケートの結果による満足度や利用ニーズ等を踏まえ、ハウジングサロン相談窓口のサービス向上に取り組んでいきます。

本市による評価

達成状況	区分		区分選択の理由
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A	指標1のすまいの相談窓口における相談件数は目標値を上回り、さらに、居住支援協議会の相談窓口として、不動産団体や居住支援団体等と連携しながら、相談者に必要な調整を行うなど、住宅確保要配慮者の居住の安定確保等に寄与したため。 指標2のハウジングサロンにおける相談件数についても目標値を上回り、さらに、セミナーの実施などにより、マンション管理や住宅リフォームに関する啓発及び知識の普及に寄与したため。

行政サービスコスト			目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト		目標値		12,203 （18,227）	21,221 （31,148）	21,221 （31,148）	21,221 （31,148）	千円
	説明	本市財政支出（直接事業費）	実績値	12,989 （17,808）	12,203 （21,881）	21,798 （32,695）	19,844 （35,972）	19,025 （44,165）	

行政サービスコストに対する達成度	1）	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上

法人コメント（行政サービスコストに対する達成度について）

「すまいの相談窓口業務」「居住支援事業」における相談対応件数の増加、及び、「すまいの相談窓口業務」の機能強化を目的とした相談後のフォロー等の業務の増加により、目標値と比較して事業費が増加しています。「住まいアドバイザー派遣事業」については、計画通り委託費内で実施しました。
なお、「ハウジングサロン運営事業」については、市からの委託事業ではなく、公社独自の事業として、市から補助金を受け事業を実施しています。また、居住支援協議会事務局業務については、国からの補助金により業務を実施しているため、委託費には含まれておりません。

本市による評価

費用対効果（「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価）	区分		区分選択の理由
	(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(1)	行政サービスコストの目標値の範囲内で効果的に事業を執行するとともに、市と連携して住宅政策を推進するパートナーとして、市民の多様なニーズに対応するため、居住支援の相談では民間賃貸住宅に加え、公営住宅や高齢者施設等も案内し、また、「すまいの相談窓口」と「ハウジングサロン」が連携した相談機会を提供するなど、公社の特性を活かした事業運営を行ったため。

改　善（Action）

実施結果（Do）や評価（Check）を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	Ⅰ	パートナーシップ事業については、川崎市の住宅・まちづくり施策の推進のため、引き続き、川崎市と連携をしながら適正な業務・運営を引き続き実施していきます。

法人名（団体名）	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課

本市施策推進に向けた事業取組③（令和7（2025）年度）

事業名	賃貸住宅管理事業

計　画（Plan）

現状	・住宅供給公社が管理している賃貸住宅については、公的賃貸住宅として子育て世帯や高齢者世帯住宅として有効活用されています。引き続き、市民ニーズに合致した住宅政策実施のパートナーとして住宅供給公社の管理する良質な住宅について求められる役割は大きくなっていくと考えています。 ・一方で、管理している賃貸住宅の築年数は20年を経過している物件が多く、現在の高い入居率を維持していくためには設備のリニューアル等の空家対策に取組んでいく必要があります。
行動計画	住宅供給公社が管理をしている賃貸住宅について、空家対策や適切な建物管理等を実施することにより、現在の高い入居率を維持します。
具体的な取組内容	公社ホームページ、大手不動産ポータルサイト、WEB広告等を活用して物件情報を広く発信するとともに、斡旋事業者を積極的に活用することで空家の早期解消を図ります。 また、公社所有物件については、多様化する入居者ニーズに対応するため、空家募集時に必要に応じてビルトイン式キッチンの導入や間取り変更等の設備更新を行い、入居率の維持に努めます。民間提携住宅においても建物所有者に対し、モニター付きインターホンへの更新やインターネット光回線の導入、共用部照明のLED化等を提案し、物件の魅力向上及び空家の早期解消を図ります。

実施結果（Do）

本市施策推進に向けた活動実績	【指標1（公社管理物件への入居率）関連】≪目標値95.9%／実績値97.6%≫ 公社ホームページ上の空家情報を適時、更新するとともに、協力不動産店の活用及び大手ポータルサイトへの情報掲載などにより、広く空家情報を発信することで、賃貸住宅市場への露出効果を高め、空家の早期解消に努めました。 公社所有物件については、モニター付きインターホンへの更新やインターネット光回線の導入、システムキッチンへの交換、近年の居住ニーズを踏まえた間取りへの変更等の専有部の改修工事のほか、共有部の設備更新を実施しました。また、民間提携住宅においても、建物所有者に対し、モニター付きインターホンへの更新やインターネット光回線の導入、共用部照明のLED化等を提案しました。こうした取組により、物件力の維持・向上を図り、高い入居率を維持しました。 【その他】 高齢者向け優良賃貸住宅の家賃補助金の計算等に必要なシステムの保守、家賃補助金交付申請に係る報告書類の作成等を適切に実施しました。

評　価（Check）

本市施策推進に関する指標			目標・実績	R3年度（現状値）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	公社管理物件への入居率		目標値		95.9	95.9	95.9	95.9	%
	説明	公社管理賃貸物件への入居率	実績値	97.0	96.6	97.7	97.4	97.6	

指標1に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値（個別設定値）以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値（個別設定値）未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載

法人コメント（指標に対する達成度やその他の成果等について）

空家募集においては、公社ホームページの更新、協力不動産店の活用及び大手ポータルサイトへの情報掲載などにより、広く空家情報を発信することで、賃貸住宅市場への露出効果を高めました。
また、入居促進策として、モニター付きインターホンへの更新やインターネット光回線の導入等を行い、物件力の維持、向上を図ることで、高い入居率を維持することができました。

本市による評価	区分		区分選択の理由
達成状況	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A	積極的な広報に加え、公社所有物件のリノベーション工事や、民間提携住宅の所有者に対する物件価値向上のための提案を行った結果、入居率が目標値を上回る97.6%となるなど、高い入居率維持と適切な管理を行ったため。

行政サービスコスト		目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値		1,155 (502,863)	1,155 (502,863)	1,155 (502,863)	1,155 (502,863)	千円
	説明 本市財政支出（直接事業費）	実績値	1,606 (527,910)	1,155 (511,157)	1,199 (503,563)	1,155 (533,783)	1,133 (519,080)	

行政サービスコストに対する達成度	1)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上

法人コメント（行政サービスコストに対する達成度について）

高齢者向け優良賃貸住宅の家賃補助金計算等に必要なシステム保守、家賃補助金交付申請に係る報告書類の作成等業務について、計画どおりの委託費内で実施しました。

本市による評価	区分		区分選択の理由
費用対効果（「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価）	(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(1)	行政サービスコストの目標値の範囲内で、公的賃貸住宅管理事業を実施するとともに、公社管理物件について目標値を上回る入居率を維持したため。

改　善（Action）

実施結果（Do）や評価（Check）を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	Ⅰ	賃貸住宅管理事業は、公社の事業収益を確保する主要事業であるため、お客様のニーズ及び賃貸住宅市場の動向を的確に把握しながら、空家対策や適切な管理を行い、引き続き高い入居率の維持に向けて取り組んでいきます。

法人名（団体名）	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課

2. 経営健全化に向けた取組①（令和7（2025）年度）

項目名	財務状況維持

計　画（Plan）

現状	出資法人に求められる「自主的・自立的な経営」を実現するべく、安定的な事業運営を目指し、安定的に収益を上げながら、経常収支比率は、100%以上を維持しています。
行動計画	今後も安定的な事業運営を目指し、各事業を維持しながら、経常収支比率について、100%以上を維持します。また、賃貸管理事業及び民間提携住宅管理事業の事業収益については、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度の公社賃貸住宅や施設等の経営状況、民間提携住宅管理事業の管理戸数の見通しをもとに各年度の事業収益を設定し、その数値を目標とします。
具体的な取組内容	賃貸住宅・民間提携住宅管理事業の事業収益確保のため、次の取組を継続します。 ・公社ホームページ、大手不動産ポータルサイト、WEB広告等を活用して物件情報を発信するとともに、斡旋事業者を積極的に活用しながら空家の早期解消を図ります。 ・公社所有物件については、多様な入居者ニーズに対応するため、空家募集時に必要に応じてビルトイン式キッチンの導入や間取り変更等の設備更新を行い、入居率を維持します。 ・民間提携住宅については、建物所有者に対しモニター付きインターホンへの更新、インターネット光回線の導入、共用部照明のLED化等を提案し、物件力の維持向上及び空家の早期解消を図ります。 現在の財務状況を維持するため、次の取組を継続します。 ・毎月の収支やキャッシュフロー等の把握、予定財務との比較・分析によりコストの管理・圧縮を図ります。 ・債券の購入等による安定的かつ効果的な資金運用を行います。

実施結果（Do）

経営健全化に向けた活動実績	【指標1（経常収支比率）関連】≪目標値100%／実績値102.1%≫ 安定的な事業運営の実現のため、次の取組を進めました。 ①予実管理として、予定財務上の数値と実際の数値の比較を毎月行い、経営状況の把握に努めました。 ②賃貸事務所の一部フロアを解約することで、賃料・共益費の削減を図りました。 ③債券（川崎市グリーンボンド）の購入により、安定的かつ効果的な資金運用を行いました。 【指標2（賃貸管理事業及び民間提携住宅管理事業の事業収益）関連】≪目標値702,949千円／実績値718,696千円≫ 事業収益確保のためには、高い入居率を維持する必要があることから、公社ホームページ上の空家情報を適時、更新するとともに、協力不動産店の活用及び大手ポータルサイトへの情報掲載などにより、広く空家情報を発信することで、賃貸住宅市場への露出効果を高め、空家の早期解消に努めました。 公社所有物件について、モニター付きインターホンへの更新やインターネット光回線の導入、システムキッチンへの交換、近年の居住ニーズを踏まえた間取りへの変更等の専有部の改修工事のほか、共有部の設備更新を実施しました。また、民間提携住宅においても、建物所有者に対し、モニター付きインターホンへの更新やインターネット光回線の導入、共用部照明のLED化等を提案しました。こうした取組により、物件力の維持・向上を図り、高い入居率を維持しました。

評　価（Check）

経営健全化に関する指標			目標・実績	R3年度（現状値）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	経常収支比率		目標値		100	100	100	100	%
	説明	事業活動の結果である経常収益とそれに費やした経常費用の割合	実績値	102.5	103.3	104.4	102.9	102.1	
2	賃貸管理事業及び民間提携住宅管理事業の事業収益		目標値		704,243	711,743	711,743	702,949	千円
	説明	賃貸管理事業と民間提携住宅管理事業の事業収益の合算額	実績値	715,573	715,439	734,247	731,176	718,696	

指標1に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値（個別設定値）以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値（個別設定値）未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2に対する達成度	a	

法人コメント（指標に対する達成度やその他の成果等について）
【指標1関連】 予実管理を確実に実施し、公社の経営状況や必要な資金等を把握した上で、債券の購入等による資金運用を適切に行うとともに、賃貸事務所の一部フロアの解約等によりコストの削減を図ることで、安定した経営を維持しました。 【指標2関連】 賃貸管理事業及び民間提携住宅管理事業収益確保のため、公社ホームページの空家情報を適時、更新するとともに、協力不動産店の活用及び大手ポータルサイトへの情報掲載などにより、広く空家情報を発信することで、賃貸住宅市場への露出効果を高め、空家の早期解消を図りました。 また、公社所有物件について、モニター付きインターホンへの更新やインターネット光回線の導入、住戸内のリノベーション工事等を実施するとともに、民間提携住宅においても建物所有者に対し、モニター付きインターホンへの更新やインターネット光回線の導入、共用部照明のLED化等を提案し、物件力の維持・向上を図ることで、高い入居率を維持しました。

本市による評価

	区分		区分選択の理由
達成状況	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A	予実管理や資金運用を適切に行い、コスト削減を図ったことにより、安定した経営を継続させるとともに、入居促進策と物件価値向上策に取組んだ結果、高い入居率を維持し、目標値を達成したため。

改　善（Action）

	方向性区分		方向性の具体的内容
実施結果（Do）や評価（Check）を踏まえた今後の取組の方向性	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	Ⅰ	公社の安定した経営を維持するため、適切な予実管理やコストの削減を図るとともに、賃貸管理事業及び民間提携住宅管理事業の収益確保に向け、空家のリノベーション等により物件力の維持・向上を図り、高い入居率を維持していきます。

法人名（団体名）	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課

3. 業務・組織に関する取組①（令和7（2025）年度）

項目名	経営基盤の安定化に向けた個人情報資産の保全

計　画（Plan）

現状	住宅供給公社は、賃貸住宅や市営住宅の管理等を行っており、様々な入居者管理業務を行う中で、多くの個人情報を取り扱っています。個人情報を取り扱う際には、間違いを起こさないように注意を払って業務を行っておりますが、令和2（2020）年度に、誤送付するという事故を1件起こしてしまいました。 今後、同様の事故を起こさないように再発防止策を講じ、実施をしているところです。
行動計画	・個人情報の取扱い事故を起こさないよう、倫理規程の遵守や内部統制の徹底等を図ります。 ・職員に対しては、社内で定めた再発防止策を徹底するとともに、日ごろから研修等を通して個人情報の適切な管理に関する意識の向上に努めます。
具体的な取組内容	定期的な研修及び新規採用者向けの研修については、実効性の向上を図るため、過去の事故事例等を踏まえた内容で実施するとともに、社内ルールを視覚的に理解しやすくなるため、写真等の活用による改善を行います。また、各業務においては、個人情報の紛失や誤送付等の事故を防止するため、ルールやマニュアル等に基づく対応を徹底するほか、所属長等による声かけや毎月のチェック表を活用した確認作業等を行います。 【個人情報取扱ルールの例】 ・書類を社外へ持ち出す場合は、出発時・帰着時に所属長等の確認を受ける。 ・書類を事務所間等で運搬する際は、所定の鍵付きバッグに入れて持ち運ぶ。 ・書類を発送する際は、宛先及び通数を複数名で確認する。 ・書類をメール又はファックス送付する際は、宛先を複数名で確認する。また、メールに添付する際のファイルにはパスワードをつける。 また、プライバシーマーク取得にあたり策定した個人情報保護マネジメントシステム（PMS）に基づき、年1回の内部監査の実施、保有する個人情報の更新及び委託先の管理、並びに役員・職員全員への研修等を通じて、個人情報の適切な管理に対する意識の向上を図ります。

実施結果（Do）

業務・組織に関する活動実績	【指標1（個人情報の取扱い事故の発生件数）関連】≪目標値0件／実績値0件≫ 当公社で策定した個人情報保護マネジメントシステムに基づき、全役職員（派遣社員を含む）を対象に、定期研修や新規採用時研修を実施しました。研修では、情報セキュリティ対策や過去の事故例とその再発防止策、個人情報取の取扱いに関する具体的なルール等を取上げ、適切な管理に関する意識の向上を図りました。 また、個人情報取扱ルールを徹底するため、年1回の内部監査に加え、日常業務における委託先の管理、所属長による定期的な声掛けや運用状況の確認等を行いました。 これらの取組により、令和7年度においては、個人情報の紛失等に関する事故は発生しませんでした。

評　価（Check）

業務・組織に関する指標			目標・実績	R3年度（現状値）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	個人情報の取扱い事故の発生件数		目標値		0	0	0	0	件
	説明	個人情報の紛失や誤送付等の事故件数	実績値	0	1	0	0	0	

指標1に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値（個別設定値）以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値（個別設定値）未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載

法人コメント（指標に対する達成度やその他の成果等について）

過去に発生した事故を踏まえて策定した再発防止策やその他の個人情報取扱ルールの遵守を徹底したことにより、当該年度においては、個人情報の紛失や誤送付等の事故を発生させることなく業務を実施することができました。

本市による評価

達成状況	区分		区分選択の理由
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A	個人情報取扱ルールを徹底し、個人情報の取扱い事故を発生させなかったため。

改　善（Action）

実施結果（Do）や評価（Check）を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	Ⅰ	今後も個人情報の誤送付等の事故を発生させないよう、これまで実施してきた各取組を継続していきます。

法人名（団体名）	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課

業務・組織に関する取組②（令和7（2025）年度）

項目名	人材育成

計　画（Plan）

現状	住宅供給公社では、公社独自の人事評価制度を導入しており、運用をする中で、適宜見直しを行っています。現在は、令和2（2020）年度に改定した人事評価制度に則り、職員一人ひとりの能力や実績について、各職位に求められる仕事を履行できているかを適正に評価し、評価結果を昇任や給与に反映しています。
行動計画	人事評価制度を実施するにあたっては、組織目標の設定、個人目標の確認や年度末評価を適切に行う必要があります。住宅供給公社では、目標管理委員会の設置や評価者面談を適宜行いながら、公平な人事評価となるよう努めます。
具体的な取組内容	役員・部長で構成する目標管理委員会において、各部署の組織目標の決定や個人目標の確認を公正に行うとともに、組織目標や個人目標の結果を委員から各所属へ確実に伝達します。また、目標設定時、中間フォロー時、年度評価時に行う被評価者との面談において、評価者が組織目標及び個人目標の共有並びに目標の進捗状況の確認等を丁寧に行うなど、人事評価制度を通じて各職員の着実な成長を図ります。

実施結果（Do）

業務・組織に関する活動実績	【指標1（人事評価の評点が標準点以上をとった職員の割合）関連】≪目標値96.20%／実績値98.68%≫ 目標設定時、中間フォロー時及び年度評価時の各段階において、被評価者との面談を通じて、コミュニケーションをとりながら、設定した個人目標の達成に向けた取組を確認することで、主体的に職務を遂行する能力の開発に努めました。 また、役員・部長で構成される目標管理委員会では、公正・適正な評価を行うため、全職員の目標・評価結果を委員が確認し、必要に応じて調整や検証を行いました。 【その他】 令和7年度の研修計画で定めた新規採用職員研修、昇任者研修、係長研修、接遇研修、ダイバーシティ＆インクルージョン研修、技術職員向け専門研修、個人情報保護研修等を計画どおり実施しました。これらの研修を通じて、職制等に応じた能力や業務における知識の向上に努めることで、人材育成を推進しました。

評　価（Check）

業務・組織に関する指標			目標・実績	R3年度（現状値）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	人事評価の評点が標準点以上をとった職員の割合		目標値		96.05	96.10	96.15	96.20	%
	説明	休職（育児休業等）をしている職員を除き、人事評価の評点が標準点以上をとった職員の割合	実績値	97.30	98.59	98.48	98.59	98.68	

指標1に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値（個別設定値）以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値（個別設定値）未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載

法人コメント（指標に対する達成度やその他の成果等について）

評価面談時や日常の職務遂行において、きめ細かなコミュニケーションや指導を継続的に行った結果、設定した目標値を達成することができました。また、令和7年度研修計画に基づき、各種研修を計画的に実施し、職員の能力向上及び業務知識の充実を図りました。

本市による評価

達成状況	区分		区分選択の理由
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A	人事評価制度を適切に実施し、評価指標が目標を達成したほか、計画に基づき各研修を実施し、職員の能力や業務知識の向上に努めたため。

改　善（Action）

実施結果（Do）や評価（Check）を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	Ⅰ	人材育成への取組は、公社事業の推進や効率的な組織運営を図る上で重要な課題であるとの認識のもと、今後も職員全体の知識・技術の向上を図ります。

法人（団体名）	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課

●法人情報

（1）財務状況

収支及び財産の状況（単位：千円）		令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度
損益計算書	営業収益（事業収益）	4,905,781	4,823,612	4,517,799	4,380,555	3,936,313
	営業費用（事業原価）	4,692,259	4,586,706	4,246,972	4,190,019	3,787,556
	営業費用（販売費及び一般管理費）	77,816	78,778	84,221	77,937	85,942
	うち減価償却費	142,864	149,139	152,357	156,345	165,796
	営業損益	135,706	158,127	186,605	112,598	62,815
	営業外収益	5,513	9,221	19,067	35,167	40,442
	営業外費用	23,033	13,959	13,918	21,584	23,300
	経常損益	118,186	153,390	191,755	126,181	79,958
	税引前当期純利益	115,021	152,820	191,755	94,729	71,414
	税引後当期純利益	115,021	152,820	191,755	94,729	71,414
貸借対照表	総資産	14,622,109	14,966,503	14,966,778	14,779,236	14,697,962
	流動資産	3,953,659	5,429,225	4,163,387	3,548,072	3,624,144
	固定資産	10,668,450	9,537,278	10,803,392	11,231,163	11,073,818
	総負債	3,987,348	4,178,922	3,987,442	3,705,171	3,552,483
	流動負債	1,402,920	1,563,884	1,362,484	985,076	824,420
	固定負債	2,584,428	2,615,038	2,624,958	2,720,095	2,728,063
	純資産	10,634,761	10,787,581	10,979,336	11,074,065	11,145,479
	資本金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	剰余金等	10,624,761	10,777,581	10,969,336	11,064,065	11,135,479

主たる勘定科目の状況（単位：千円）			令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度
	事業収益	賃貸管理事業収益＋民間提携住宅管理事業収益	715,573	715,439	734,247	731,176	718,696
	事業原価	賃貸管理事業原価＋民間提携住宅管理事業原価	545,313	530,085	526,727	551,812	546,315
	総資産	賃貸事業資産	8,237,303	8,120,834	8,049,088	7,969,855	7,842,769
	総負債	有利子負債（借入金＋社債等）					

	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度
エラーチェック（BS）	OK	OK	OK	OK	OK
エラーチェック（BS対PL）	OK	OK	OK	OK	OK

本市の財政支出等（単位：千円）	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度
補助金	186		5,506	5,340	5,506
負担金					
委託料	4,608,375	4,517,943	4,155,907	4,008,577	3,533,285
指定管理料					
貸付金（年度末残高）					
損失補償・債務保証付債務（年度末残高）					
出捐金（年度末状況）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
（市出捐率）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

財務に関する指標	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度
流動比率（流動資産／流動負債）	281.8%	347.2%	305.6%	360.2%	439.6%
有利子負債比率（有利子負債／純資産）					
経常収支比率（経常収益／経常費用）	102.5%	103.3%	104.4%	102.9%	102.1%
純資産比率（純資産／総資産）	72.7%	72.1%	73.4%	74.9%	75.8%
経常費用に占める市財政支出割合 （（補助金＋負担金＋委託料＋指定管理料）／経常費用）	96.1%	96.5%	95.8%	93.6%	90.8%
経常収益に占める市財政支出割合 （（補助金＋負担金＋委託料＋指定管理料）／経常収益）	93.8%	93.5%	91.7%	90.9%	89.0%

法人コメント		本市コメント
現状認識	今後の取組の方向性	本市が今後法人に期待することなど
市からの委託料については、市営住宅修繕費（大規模修繕や小中規模修繕）が大部分（約84%）を占めていますが、実費精算としているため、公社の営業損益等に影響はありません。 令和6年度と比較して営業損益が減額となった主な要因としては、ベースアップや定期昇給等により人件費が増額となったことや、物価上昇等により物件費等が増額となったことなど挙げられます。	所有する賃貸住宅については、引き続き適切な維持管理を行うことで高い入居率を維持し、安定的な自主財源の確保に繋げます。その他の事業においても、業務改善等を図り、安定的な財務状況を目指します。 パートナーシップ事業等の収益性の低い公益的な事業については、公社が一部費用を負担しながら実施することで、市民への還元を図ります。高経年マンションの維持・再生に向けた効果的な支援策等の検討や、子育て世代の市内定住・転入促進に向けた取組等についても、市と協働して行ってまいります。	今期は、令和6年度と比較して営業損益が減少したものの、経常収支比率は100%以上を維持しており、安定的かつ健全な経営が継続されているものと判断しています。 今後においては、賃貸住宅管理事業を適切に運営して収益を確保するとともに、市と住宅政策を連携して実施する重要なパートナーとしての役割を一層強化していくことが求められます。そのため、社会状況の変化に的確に対応しながら、「パートナーシップ事業」をはじめとする住まいや住環境の質の向上に向けた先導的な様々な取組を主体的かつ効果的に実施することを期待します。

（2）役員・職員の状況（令和8年7月1日現在）

	常勤（人）			非常勤（人）		
	合計	（うち市派遣）	（うち市OB）	合計	（うち市在職）	（うち市OB）
役員	3	0	3	6	0	0
職員	81	0	10	1	0	1

【備　考】

●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解

・理由

・今後の方向性

参考資料１

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

① これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**令和４年３月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（令和４年度～令和７年度）」**（以下「現方針」という。）に基づく、令和７年度の取組について評価を行いましたので、次のとおり御報告いたします。

② 本評価結果は、**現方針に基づく最終年度の評価**であり、**４年間の総括の視点での評価も合わせて行う**とともに、**この間の物価やエネルギー価格の高騰など、社会経済状況の変化が進む中においても各取組を推進し、評価シートのPDCAサイクルを着実に回していく**ことにより、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」につながっていく**ものとなります。

１ 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

① 本市では、平成14年度の第１次行財政改革プランの策定以降、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。

② 平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。

③ 今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、多様な主体との連携の重要性が増しているほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められるなど、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。

④ こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言等を踏まえ、平成30年度に前記指針を「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めるとともに、当該指針において、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定し、毎年度、方針に基づく取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

（参考）対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法　人　名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民文化振興室	（公財）川崎市文化財団
4		市民生活部多文化共生推進課	（公財）川崎市国際交流協会
5		市民スポーツ室	（公財）川崎市スポーツ協会
6		コミュニティ推進部市民活動推進課	（公財）かわさき市民活動センター
7	経済労働局	観光・地域活力推進部	川崎アゼリア（株）
8		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
9		産業政策部企画課	（公財）川崎市産業振興財団
10		経営支援部金融課	川崎市信用保証協会
11	環境局	総務部企画課	川崎未来エナジー（株）
12	健康福祉局	保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課	（公財）川崎・横浜公害保健センター
13		長寿社会部高齢者在宅サービス課	（公財）川崎市シルバー人材センター
14		障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	（公財）川崎市身体障害者協会
15	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会
16	まちづくり局	総務部庶務課	（一財）川崎市まちづくり公社
17		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
18		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
19	建設緑政局	グリーンコミュニティ推進室	（公財）川崎市公園緑地協会
20	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
21		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
22	消防局	予防部予防課	（公財）川崎市消防防災指導公社
23	教育委員会	健康給食推進室	（公財）川崎市学校給食会
24	事務局	生涯学習部生涯学習推進課	（公財）川崎市生涯学習財団

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

① 前記１のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく**取組評価の趣旨**は、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて**、**本市の行政目的に沿った「連携・活用」に主眼**があるため、その実施を担保する取組評価となっています。

② すなわち、**取組評価シートにおいては、**まず「法人の概要」、「本市施策における法人の役割」、「現状と課題」、「取組の方向性」を明確にし、「4ヵ年計画の目標」を立て、**「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の各視点**から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています（各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方は次頁以降参照）。

③ なお、法人情報として、各法人の収支と財産の状況、主たる勘定科目の状況、本市の財政支出、財務指標等も確認できるようにしています。

≪取組評価シートの様式イメージ≫

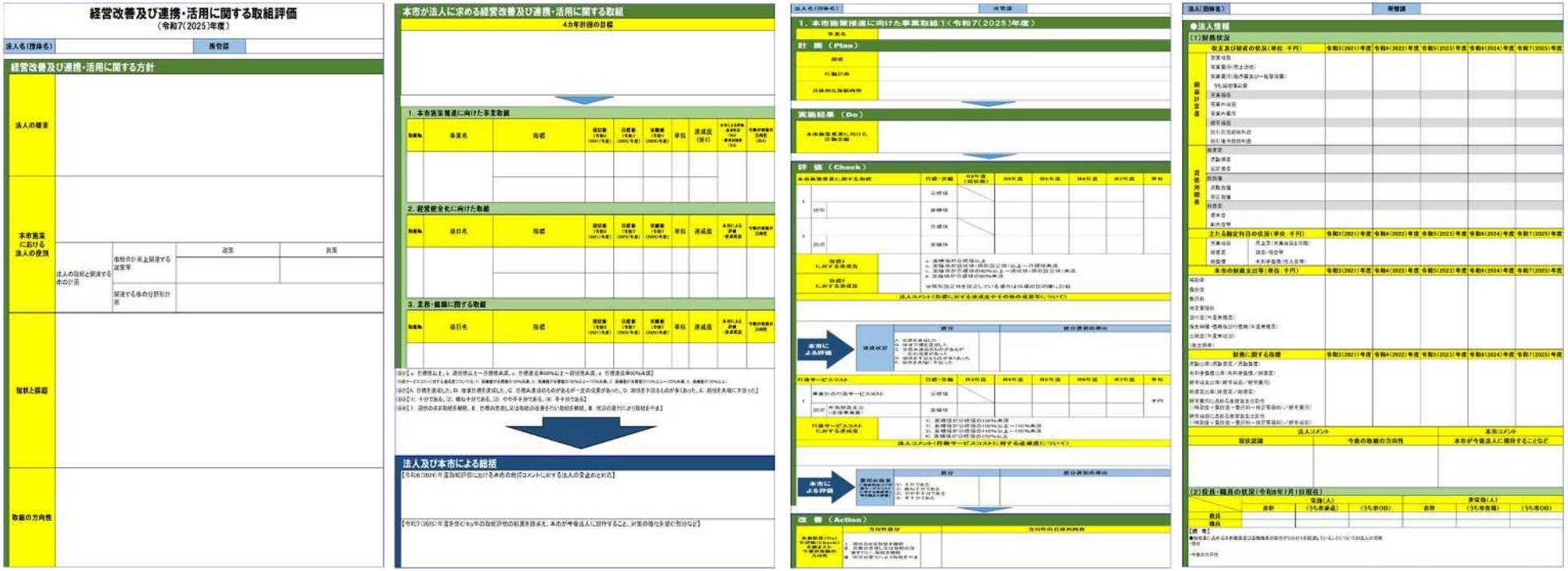

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

（参考）経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

①　各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

●各達成度の基本的な考え方

ａ．実績値≧目標値　　ｂ．目標値＞実績値≧現状値（個別設定値）

ｃ．現状値（個別設定値）＞実績値≧目標値の60%　　ｄ．目標値の60%＞実績値

●指標の単位が「％」のもののうち、現状値と各年度の目標値の変化量が１％未満のものと、指標の単位が「％」以外のもののうち、現状値と各年度の目標値の変化率が１％未満のもの、現状値について適切な実績がないもの等の場合

⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。（原則として、上記変化量や変化率が1%未満の場合には、直近数年間の実績の平均値と、現状値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値とし、現状値について適切な実績がない場合には、R4年度の実績値と、各年度の目標値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。）

●目標値×60%が、現状値以上（良い）の場合

⇒abdから選択。また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。

●目標値が現状値未満（悪い）の場合（個別設定値を設定している場合を除く）

⇒acdから選択。また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。

●0に抑えることを目標にしている場合

⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。

●下がることが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

ａ．目標値≧実績値　　ｂ．現状値（個別設定値）≧実績値>目標値

ｃ．目標値の1/0.6≧実績値>現状値（個別設定値）　　ｄ．実績値>目標値の1/0.6

●範囲内となることが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

a．目標値の下限値≦実績値≦目標値の上限値　　b．想定なし

c．目標値の下限値の60%≦実績値＜目標値の下限値、又は、目標値の上限値＜実績値≦目標値の上限値の1／0.6

d．実績値＜目標値の下限値の60%、又は、目標値の上限値の1／0.6＜実績値

（参考）経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

		事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
指標に対する達成度	点数	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00
平均点（合計点÷指標の数）→			**3.00**		**2.67**		**2.00**		**1.33**		**0.33**

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上～3未満
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	1.5以上～2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上～1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能
なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

（参考）経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③　各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。
（目標値・実績値ともに（－）の場合、セルに斜線（＼）を入力。）

行政サービスコストに対する達成度 ＼ 達成状況	1). 実績値が目標値の100%未満	2). 実績値が目標値の100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

※行政サービスコストに対する達成度について、実績値が目標値未満である方が、コスト面からは良いため、評価の良い順としては、１）から４）となる。

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。
なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

（参考）経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

④　今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を３つの区分から選択。

方向性区分	説明（選択の要件）
Ⅰ．現状のまま取組を継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 （以下の両方に該当する場合） ・前記②の「達成状況」について「A．目標を達成した」又は「B．ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1)．十分である」又は「(2)．概ね十分である」を選択 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 ・前記②「達成状況」について「A．目標を達成した」又は「B．ほぼ目標を達成した」を選択
Ⅱ．目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 （以下のいずれかに該当する場合） ・指標、事業別の行政サービスコストの目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C．目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D．現状を下回るものが多くあった」又は「E．現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3)．やや不十分である」、「(4)．不十分である」を選択 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 （以下のいずれかに該当する場合） ・指標の目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C．目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D．現状を下回るものが多くあった」又は「E．現状を大幅に下回った」を選択
Ⅲ．状況の変化により取組を中止	取組を中止する場合（その根拠を明確に記入。）

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

3　令和7年度 取組評価の総括

（１）「本市施策推進に向けた事業取組」における「本市による達成状況の評価」及び「費用対効果の評価」について

① **「本市施策推進に向けた事業取組」**（グラフ1）は、24法人で59件の取組（うち40件の取組が費用対効果（グラフ2）の評価あり）があり、「本市による達成状況の評価」が「A、B又はC」となったものが93%、「費用対効果の評価」が「(1)又は(2)」となったものが93%と、令和４年度取組評価における目標値の変更後においても、**引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多い**一方、達成状況の評価が「D又はE」となったものが７%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが７%と、**目標未達となった課題のある取組も僅か**に見られます。

② **令和７年度は、現方針の計画期間の最終年度であり、期間内で目標値の達成水準を段階的に引き上げる指標が多い**中、「A、B又はC」については、令和６年度取組評価と**同等の割合を維持**していることから、本市の行政目的に沿った**「連携・活用」の取組は順調に進んでいる**といえます。また、「D又はE」については、法人解散に向けた事業規模の縮小によりやむを得ないものがある一方、**令和６年度取組評価から継続して「D又はE」となったもの**もあります。これらの取組については、これまでの**行財政改革推進委員会からの意見などを踏まえる**とともに、令和８年３月に策定した**次期「経営改善及び連携・活用に関する方針（令和８年度～令和11年度）」**（以下「次期方針」という。）**に基づき、達成度の向上に向けて、的確に対応**していく必要があります。

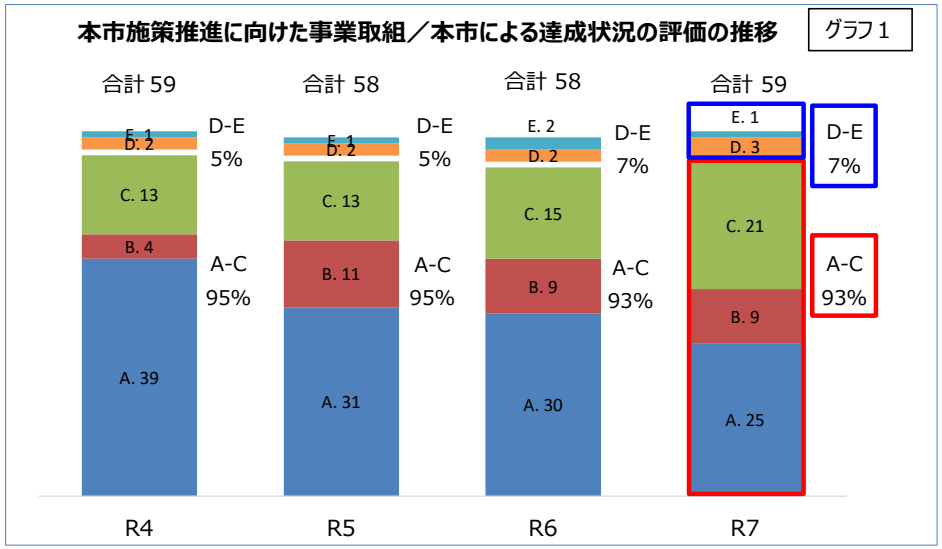

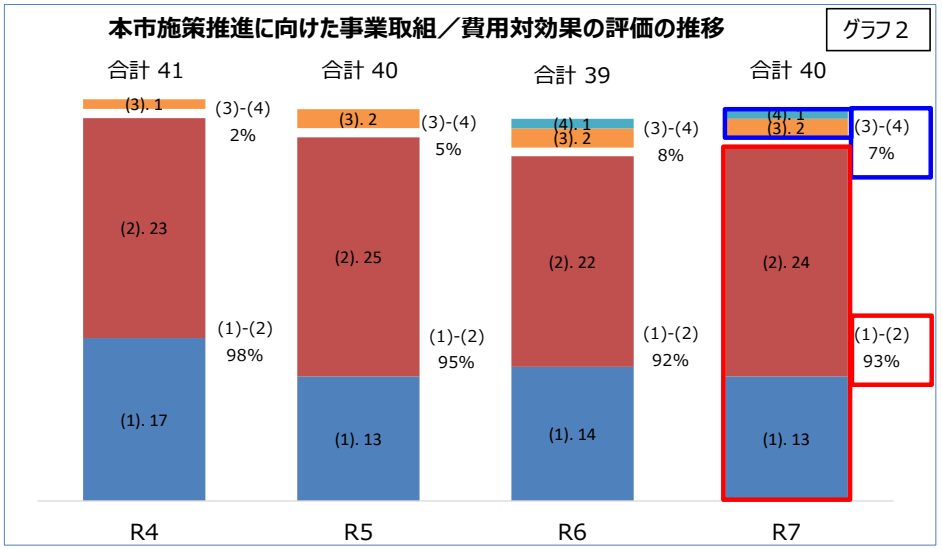

<本市による達成状況の評価区分>

- A.目標を達成した
- B.ほぼ目標を達成した
- C.目標未達成のものがあるが一定の成果があった
- D.現状を下回るものが多くあった
- E.現状を大幅に下回った

<費用対効果の評価区分>

- (1)．十分である
- (2)．概ね十分である
- (3)．やや不十分である
- (4)．不十分である

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

3　令和7年度 取組評価の総括

（２）「経営健全化に向けた取組」における「本市による達成状況の評価」について

・ **「経営健全化に向けた取組」**（グラフ3）は、30件の取組があり、「本市による達成状況の評価」が「A、B又はC」となったものが97%と、**引き続き高い水準で経営健全化が図られている**一方、「D又はE」となったものが３%と、**課題のある取組も僅か**に見られます。また、個別の指標では目標未達の指標もあることから、**昨今の物価高騰の影響などに留意し経費削減に取り組み**つつ、法人によっては、**さらなる収入確保策の検討**も必要な状況にあるといえます。

（３）「業務・組織に関する取組」における「本市による達成状況の評価」について

・ **「業務・組織に関する取組」**（グラフ4）は、36件の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが97%、「D又はE」となったものが３%と、**概ね適正な状況を保持**しています。

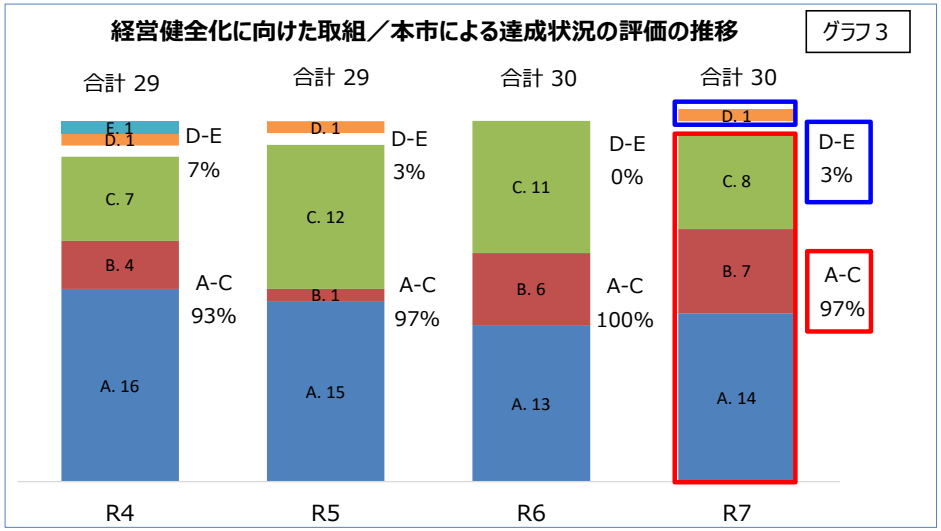

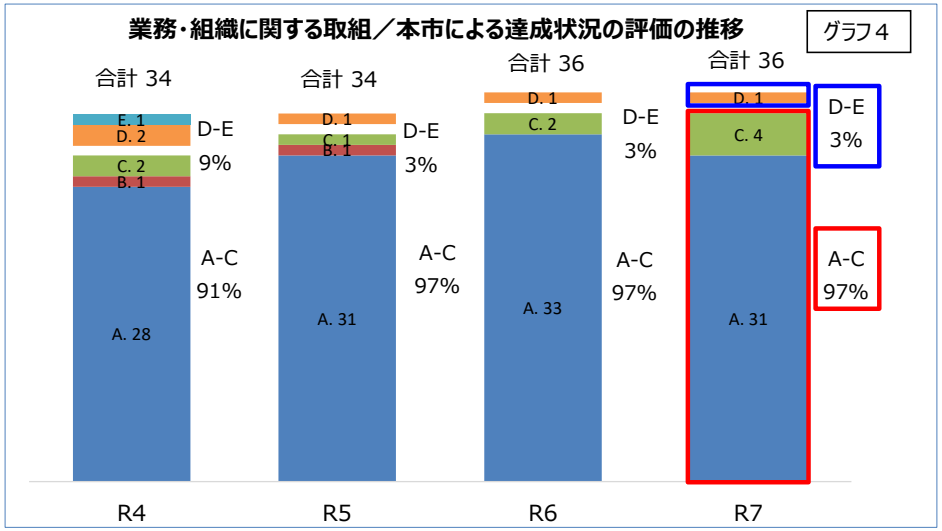

＜本市による達成状況の評価区分＞

A.目標を達成した　B.ほぼ目標を達成した　C.目標未達成のものがあるが一定の成果があった　D.現状を下回るものが多くあった　E.現状を大幅に下回った

（４）現方針（R4～R7）の総括

① **現方針の計画期間である４年間を総括**すると、前半の２年間は、新型コロナウイルス感染症からの回復が進む中、その状況を踏まえた目標値変更を行いながら着実に取組を進め、後半の２年間は、市制100周年を契機としたイベント等の展開など本市の行政目的に沿った「連携・活用」を深度化し、**計画期間全体を通じて、いずれの取組においても一定以上の成果を上げてきたことから、引き続き着実な取組の推進が期待**されます。

② 一方で、物価やエネルギー価格の高騰、人手不足などの社会経済状況の変化や、さらなる民間企業の参画などが法人の取組状況に影響を及ぼしている面もあることから、**財務状況が赤字であることにより、直ちに法人の経営状況を評価・判断するのではなく、その設立目的や存続意義に照らし、法人所管課が責任を持って、経営健全化の取組状況などを分析・検証し、引き続き、法人の存続・廃止、事業（取組）の見直しも含めた確認**を行っていく必要があるといえます。

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

4　令和7年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

① 下表の各取組において、令和７年度の「今後の取組の方向性」が「Ⅰ」となった51%、60%、83%のものについては、引き続き、**法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていく**ことが必要です。

② 「今後の取組の方向性」が「Ⅱ」となった47%、40%、17%のものについては、**その要因を分析し、法人自ら取組の改善策を講じるよう促す**とともに、**市としてもより緊密な連携を図っていく**ことや、社会経済状況等の変化により、**法人としての役割の整理等を実施**していくことも求められます。また、「Ⅱ」の中には、**社会経済状況の変化を踏まえ、関連する法人の経営計画に変更があったもの**があるため、当該取組については、**理由を明確にした上で、今回の評価に併せて次期方針の目標値変更を行う**こととします。

③ なお、「今後の取組の方向性」が「Ⅲ」となったものは、川崎市土地開発公社の「公共用地取得事業」であり、当法人は令和９年度中の解散を決定したことから、令和８年度以降は土地の先行取得を行わないこととしたため、取組を中止するものとしています。

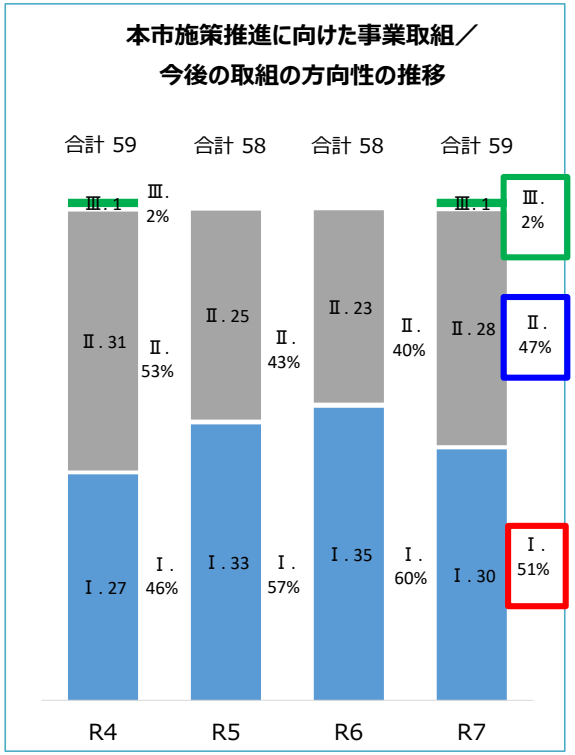

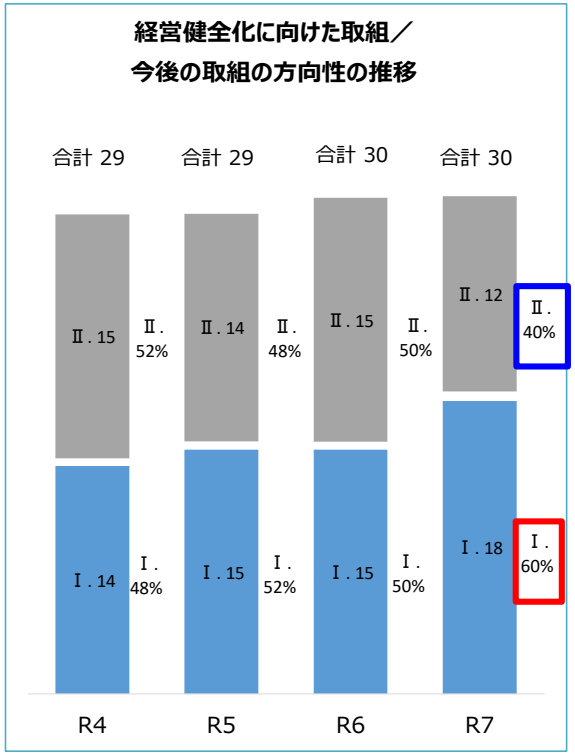

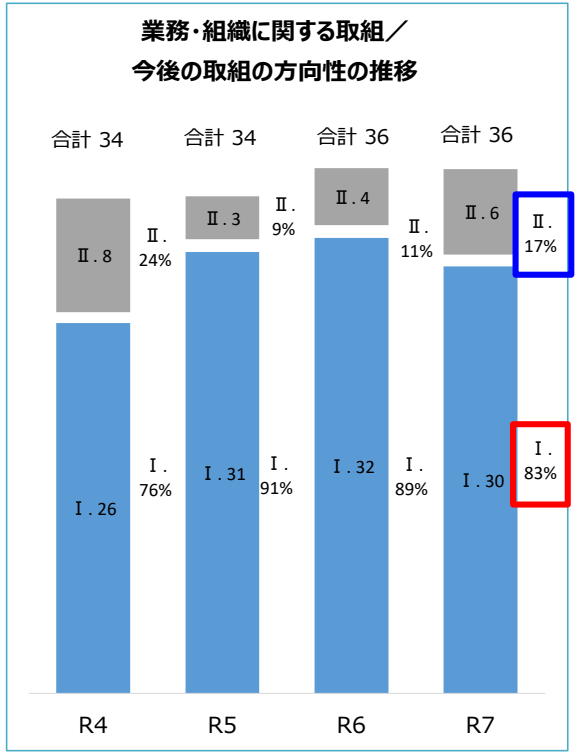

＜今後の取組の方向性区分＞

Ⅰ．現状のまま取組を継続　　Ⅱ．目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続　　Ⅲ．状況の変化により取組を中止

参考資料２

令和８年８月 10 日

川崎市長　福田　紀彦　様

川崎市行財政改革推進委員会
会長　出石　稔

令和７年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果について

令和８年度第１回及び第２回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等 24 法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和７年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

別添

令和７年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果

令和８年８月

川崎市行財政改革推進委員会

目　次

1　川崎市行財政改革推進委員会における審議について

（1）　審議対象について

（2）　取組評価について

（3）　取組評価の手法について

2　評価全般に関する審議結果について

（1）　取組全体の評価

（2）　審議内容

3　個別の評価に関する審議結果について

（1）　本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

（2）　経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

（3）　業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】

（1）　委員名簿

（2）　審議経過

1　川崎市行財政改革推進委員会における審議について

(1)　審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、令和４年３月に本市主要出資法人等について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」（以下「現方針」という。）の令和７年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、令和７年度は、各法人の「現方針」に基づく４年目（最終年度）の評価となるものであり、評価全般に対し４年間の総括を行い、また、令和８年３月に策定した次期「経営改善及び連携・活用に関する方針（令和８年度～令和 11 年度）」（以下「次期方針」という。）の取組にも円滑につながっていくよう評価を行うとともに、個別の評価については、方針策定時の現状値を下回り、目標達成が不十分で一層の取組が必要とされるものや、社会経済環境の変化を踏まえた関連する法人の経営計画の変更等により目標値の変更を行うものなどを中心に審議を行った。

(2)　取組評価について

審議対象である各法人の「現方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に、令和４年度から令和７年度までの４か年を取組期間として、実施するものである。

「現方針」においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の３つを取組の柱として、計 125 の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

(3)　取組評価の手法について

各法人の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シー

ト」に定めるPDCAサイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した125の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組期間の初めに設定した、当該事業又は項目に係る現状・行動計画・指標と４か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画（Plan）して、当該計画に対する実施結果（Do）を記入し、実績値の評価（Check）を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善（Action）の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

2　評価全般に関する審議結果について

(1) 取組全体の評価

ア　「本市施策推進に向けた事業取組」

市による達成状況の評価が「A目標を達成した、Bほぼ目標を達成した又はC目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものが93%、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが93%となっており、令和４年度取組評価における目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多くなった一方、市による達成状況の評価が「D現状を下回るものが多くあった又はE現状を大幅に下回った」となったものが７%、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが７%と、目標未達成となった課題のある取組も僅かに見られたところである。

イ　「経営健全化に向けた取組」

市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが97%と、本市施策推進に向けた事業取組と概ね同様の状況となっており、引き続き高い水準で経営健全化が図られている一方、「D又はE」となったものが３%と、課題のある取組も

僅かに見られたところである。

ウ　「業務・組織に関する取組」

市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが97%、「D又はE」となったものが３%と、概ね適正な状況を保持していると認められる。

上記取組について、現方針の計画期間である４年間を総括すると、前半の２年間（令和４・５年度）については、新型コロナウイルス感染症からの回復が進む中、その状況を踏まえた目標値変更を行いながら着実に取組を進めたものと評価できる。また、後半の２年間（令和６・７年度）については、市制100周年を契機としたイベント等の展開など本市の行政目的に沿った「連携・活用」が深度化されたものと評価でき、計画期間全体を通じて、いずれの取組においても一定以上の成果を上げてきたことから、引き続き着実な取組の推進が期待される。

一方で、物価やエネルギー価格の高騰、人手不足などの社会経済状況の変化や、さらなる民間企業の参画などが法人の取組状況に影響を及ぼしている面もある。このことを踏まえ、財務状況が赤字であることにより、直ちに法人の経営状況を評価・判断するのではなく、法人の設立目的や存続意義に照らし、法人所管課が責任を持って、経営健全化の取組状況などを分析・検証し、引き続き、法人の存続・廃止、事業（取組）の見直しも含めた確認を行っていく必要があると考える。

(2) 審議内容

ア　出資法人の設立目的等について

＜本委員会の意見＞

社会経済状況の変化などが法人に及ぼしている影響を踏まえ、指標及び目標値の妥当性や、その変更の必要性を確認する

だけでなく、法人の設立目的やミッションが着実に果たされているものなのかどうかも確認し、現状や今後の見通しを的確に把握した上で取組を進めていく必要がある。

＜市の見解＞

法人の設立目的やミッションについては、令和８年度を始期とする「次期方針」において、改めて検討・整理して示したところであり、本市としても法人の存続意義に関わる重要な要素であると認識しているため、社会経済状況の変化などを踏まえつつ、法人の事業や取組が、設立目的やミッションを果たすためのものになっているかどうかという視点をはじめ、その事業や取組に対する行政関与の必要性、さらには事業実施のための財政的・人的な経営基盤が整っているかなどの視点から、引き続き確認・検証を行っていく必要があると考えている。

イ　適正な人件費の確保について

＜本委員会の意見＞

公共サービスの担い手である出資法人において、そのサービスを安定的に供給するために必要な人材が適切に確保されるよう、必要な処遇改善や給与水準の見直しなどの取組は進めていくべきである。また、取組の推進にあたっては、法人の自助努力を前提としつつ、人事政策として、適正な人件費の確保に必要な費用は市がきちんと負担する仕組みを構築することが重要と考える。

＜市の見解＞

出資法人は、独立した事業主体として高い専門性を持ちながら、多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟かつ効率的に対応することで、行政機能を補完・代替・支援するという役割が期待されているところであり、また、「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」においては、出資法人の事業目的を達成するために市が行う財政的関与については、出資法人

の自立的な経営努力を促す面からも必要最小限のものとするよう、継続的に適正化に取り組む必要があるとしている。

一方で、昨今の人件費高騰下において、本市職員の年間給与については、本市人事委員会による「職員の給与に関する報告及び勧告」を受け、直近（令和７年度）まで４年連続の増額改定が続いている状況にあり、また、行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争が今後も見込まれる中、出資法人に期待される役割が十分に果たされるよう、必要な経営基盤の確保という視点により、出資法人の適正な給与水準等の実現に向けて、各法人の経営状況等を確認した上で、適切な財政的関与の必要性について、検討していく必要があると考えている。

３　個別の評価に関する審議結果について

（1）　本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項番	項目	意見	市の見解
1	川崎市土地開発公社の公共用地取得事業について	・今後も用地先行取得の需要がある中で、取得実務はこれから市職員が担うことになると思われるが、法人の設立経緯を踏まえると、法人解散により先行取得事業を法人が担わないことによる市の事業への支障はないのか。 ・法人解散に伴い、地価の高騰が見られる中、市内の先行取得の需要に伴う対応は市の財政状況から見て可能なのか。	・近年の先行取得実績や今後の先行取得需要調査等から、土地開発公社解散後に活用する、土地開発基金及び公共用地先行取得等事業特別会計の各制度で対応可能であることを確認しております。また、先行取得制度の運用にあたっては、地価高騰などの社会経済状況のほか、本市の財政状況、活用案件の個別具体的な状況等を踏まえて、市の事業進捗に併せて着実に対応してまいります。

項番	項目	意見	市の見解
2	川崎市文化財団の財団本部事業について	・横浜市の能楽堂の休館中も稼働率はほぼ横ばいであるが、令和８年度の再稼働に伴い、川崎市能楽堂の稼働率の低下が懸念されるが、こうした法人が関係する各文化施設の稼働率を分析し、今後どう対応するのか。 ・関係する施設の中には稼働率が下がっている施設もあるが、施設の特性に応じて様々な取組を展開する中、たとえば、代替としての民間施設があるなど、原因によりこれからの対応が異なると思うが、その原因をどう分析しているのか。	・当財団の所管施設は、近年の社会経済環境の変化の煽りを受け、これまで定期的に利用していた団体の利用料金の安い施設への移行、高齢化による団体の消滅、社員研修や会議等で貸室を利用していた法人のリモートワークや電子会議等 IT 化の促進によるスペース等の内製化が稼働率の低減に大きく影響しているものと考えます。 ・空き状況の確認や予約・申込手続等が電子化されておらず、また利用日の 6 月前からしか予約できないため、準備期間を要する発表会や公演等に利用しづらい等の声が利用者から寄せられており、課題と考えております。 ・今後、空き状況の確認を WEB 上でできるようにすることで利用者の利便性を向上させ、稼働率向上に繋げるとともに、能楽堂については、能楽に限らず多様な利用が可能な 148 席のコンパクトな施設であることを積極的に広報し、新規利用者の獲得を目指します。 ・なお、新百合トウェンティワンホールについては、近隣に同施設のほぼ半額で利用できる麻生市民館があるため、大変厳しい状況ではございますが、新規利用者の獲得に向け、施設の強みをアピールした広報を展開するなど、引き続き稼働率向上に努めます。

項番	項目	意見	市の見解
3	川崎市文化財団の文化芸術に係る中間支援について	・中間支援の取組として「ネットワークの構築」を掲げているが、成果を測ることが難しい取組と考える。参加者数や稼働率、相談件数等のほか、その成果を効果的に図ることができる指標や、その指標につながる取組はどのようなものがあるのか（今後取り組んでいく予定なのか）。	・これまで「ネットワークの構築」については、交流・提携イベントの参加者の繋がりだけでなく、その事業の運営委員会や事例発表会等を通し、その事業に関わる個人・団体・事業者・行政職員等各セクター間の繋がりの場を設け、新たな事業の創出やコラボレーションが生まれやすい機運の醸成も重要と考え取り組んでまいりました。これまでの取組の進捗状況も踏まえ、次年度から新たな成果指標として「交流・つながりの場の創出件数」を設定するなど、引き続き「アート・フォー・オール」の実現を目指して取り組んでまいります。
4	川崎市国際交流協会の多文化共生推進事業について	・「外国人市民の増加」と記載があり、国際化が一層進む中で、市と連携・役割分担しながら取組を進める上で、法人として新たな取組や見直した内容等について具体的に確認したい。 ・国際交流と生活困窮は異なる性質の業務だが、どのように相談業務の中で切り分けされているのか。	・外国人市民が円滑に日本で生活できるよう、生活ルール、マナー等を理解してもらうため、外国人がたくさん来ている場所へのアウトリーチにより生活オリエンテーションの実施機会を増やします。 ・「生活にほんごサロン」を拡充しています。 ・「小学校入学説明会」を教育委員会と協働し、「外国につながる子どもと保護者のためのプレスクール」として拡大実施しています。（R7 年度～） ・工業団体連合会や商工会議所など、外国人を雇用している又は雇用を検討している職場等へのアプローチ、外国につながる子どもへ

項番	項目	意見	市の見解
			の関わりを持っている教職員に各種情報を届ける流れを確保するなど、届けたい人に必要な情報を届ける取組を進めています。 ・生活困窮に限らず、外国人であっても日本で暮らす中で相談内容が複雑化・多様化し、多言語対応している相談員がさまざまなニーズ、通訳翻訳、困りごと等への対応を行ったり、各行政機関、関係団体等の窓口へつなげる役割を果たしています。
5	川崎市国際交流協会の多文化共生推進事業について	・外国人市民が増えている中において、本当は相談したくてもできないなど、潜在化・埋没化してしまい把握できていないようなニーズはないか。また、相談体制について、特定技能資格の外国人が増加する等、状況の変化に対応したものとなっているか併せて確認したい。	・相談したくてもたどりつけない潜在のニーズが全くないとは言えないですが、国際交流センターの外国人相談にたどりつかなくても困らない別の途がたくさんあるようにしておくことが重要と考えています。そのために、外国人との接点がある部署や外国人が必要とする手続など様々な場面において現場の外国人対応がスムーズに行われるよう、国際交流センターの相談機能やその他支援の取組の周知、各所管で外国人の対応をする際の注意点、避難所で使う多言語指差しボード、多言語の生活情報などの役立つツールの紹介・啓発や情報提供などに注力しています。 ・就労で日本に入国することにより特定技能外国人が増加している中、雇用している外国人への生活支援義務がある就労先や登録支援機関等さまざまな団体等が職場・生活上の相談に対応しています。

項番	項目	意見	市の見解
			このような状況の中、外国人従業員の生活上の困りごとの相談先として国際交流センターの相談機能等を周知し、外国人向けの講座やイベントなどを従業員に紹介してもらうなどの取組を機会を捉えて行っています。併せて企業側の実態や認識も把握しながら進めています。また、教育、住居、入管手続などの複雑化・多様化する相談内容が増加しているため、各行政機関、関係団体等の窓口とより一層の連携に努めています。
6	川崎市スポーツ協会の施設管理運営事業について	・目標を多少下回っているが、協会はしっかり取り組まれているものと思料する。 ・近年スポーツが多様化しており（例えば「モルック」など）、健康面、競技面も高まってきている。こうした新たなスポーツ分野への協会の取組状況や展望はいかがか。	・法人の強みとしているパラスポーツの普及について、現在ボッチャは、職員が有資格内部指導者として実施しており、車いすバスケについては、市の貸出によりパラスポーツの普及を行うことができていると思っております。 ・スポーツの多様化が進んでいる中、今後、新たなパラスポーツやモルックなどのニュースポーツの普及に取り組んでいく必要はあると考えますが、スポーツ器具の導入や指導者の研修・確保等が必要となり、法人の主体的な取組は財政的にも難しいことから、市や他団体と連携して情報発信するなど、多様なスポーツの普及について検討を行いたいと思っております。

項番	項目	意見	市の見解
7	川崎市スポーツ協会の施設管理運営事業について	・スポーツに関心のある市民が多く、事業参加者数が大きく増加する一方で、指定管理施設の受託数が減少し、今後事業参加者数などについて大きく減少が見込まれると、法人として各取組について抜本的な見直しや多角化など様々な可能性を検討する段階に来ているのではないか。法人運営における方針の練り直しの必要性についてどのように考えているか。	・スポーツ事業への参加者増に取り組む一方で、参加者の増加が、各事業の特性もあり必ずしも収益の増加と比例していないのが現状となっております。法人の取組方針として、市民のスポーツの普及・振興を図りながら、法人運営に必要な収益の確保が重要だと認識しております。令和７年度で宮前ＳＣの受託が終了し、今後も指定管理施設の受託が難しくなっている現状を理解しつつ、それにかわる中間支援機能を有する法人の強みを活かした事業への参画や料金改定等を踏まえた既事業の見直しが急務と考えております。 ・そのため、令和８年度においては、改正スポーツ基本法にかかる講習会の新規実施や法人の主たる事業であるマラソン大会の参加料の値上げ、市委託事業の再受託、経費縮減としてスキー・スノーボード教室など一部事業の廃止・縮小等を行い収支面の改善を行いながら、市とともに加盟団体、総合型地域スポーツクラブ等への研修会による指導者人材バンクの充実を図り、中学校部活動の地域展開などにも対応できるよう法人内の体制を整備し、スポーツの中間支援組織としての役割を果たす取組を行っていきます。

項番	項目	意見	市の見解
8	川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について	・北部市場水産物部の取扱量の減少についての分析を確認したい。分析の結果によっては、活用方法の抜本的な見直しが必要となりうるが、その場合の方針についても確認したい。	・北部市場水産物部の取扱量につきましては、近年減少傾向（※総務省家計調査年報によると、魚介類の家計支出額は2016年⇒2030年で25.4%減と推計）が続いており厳しい状況にあります。これは人口減少や生鮮食料品（特に魚介類）消費量の伸び悩み等に起因するもので、全国的に同様の傾向です。 ・このような状況ではありますが、まずは法人によるSNS等の媒体を活用し情報発信等を通じた営業活動の強化や場内外事業者の利用料金の見直しの検討等を行っていくとともに、令和7年度末に策定した川崎市卸売市場新経営プランに基づき場内事業者だけでなく開設者（市）も一体となって、新たな産地や販路の開拓等取扱量の増加に向けた取組を進めてまいります。
9	川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について	・他都市の市場でも取扱量の低迷は共通の課題となっている中、同法人の取組の成果を確認する指標として、従来型の取扱量などのKPIで取組成果を測ることは難しい状況になっているのではないか。	・他市場も含めて卸売市場の取扱量は厳しい状況であり、御指摘のとおり他指標を設定することも考えられるところですが、本市卸売市場におきましては、令和7年度に策定した卸売市場新経営プランにおいて、ハード（主に機能更新）・ソフト（集荷力向上や販路開拓等に向けた開設者、卸売業者及び仲卸業者による協議の場の設置、市内飲食店等とのマッチング機会の創出など）両面での対応により取扱量を増加させる取組を進めることを予定しているため、現時点

項番	項目	意見	市の見解
			では一般保管取扱量などの指標により取組成果を測ることとしております。
10	川崎市産業振興財団の研究開発推進事業について	・特許出願数について、令和６年度実績から減少し目標未達となっているが、この要因は何であると分析しているか確認したい。むしろ研究開発の環境整備がより重要であるため、入居者に対する施設・設備の満足度を測るアンケートなどをKPIに設定することも今後検討すべきではないか。 ・法人が担うべき役割に照らした際、特許出願数をもって、法人の役割を確認するといえるのか考え方を確認したい。	・ご指摘のとおり、法人の役割は単に特許出願数を増加させることではなく、研究成果の社会実装や産業化を推進することにあります。このため、特許出願数は一つの参考指標ではあるものの、質や実用化への貢献度を含めて評価することが重要と認識しております。こうした考え方を踏まえ、令和８年度からは「特許出願数」から「特許の基礎出願数」へ指標を見直し、研究成果の創出段階を適切に把握するとともに、実用化に向けたプロセス全体をより的確に評価できるよう改善を図っております。 ・また、研究開発環境の整備や入居者支援については重要な要素と認識しており、iCONMでは入居企業が参加する定例会議（月１回）において、安全衛生や施設運用に関する情報共有に加え、入居者からの要望や課題を把握しております。いただいたご意見については随時対応を行っており、施設・設備の改善や運用の見直し等につなげております。今後は、こうした定性的な把握に加え、満足度の可視化などについても必要に応じて検討していきたいと考えております。

項番	項目	意見	市の見解
11	川崎未来エナジーの地域エネルギー事業について	・国際的なエネルギー問題がある中で、電力市場における価格高騰リスクについて法人の事業運営（スキーム）の方向性としてはどのように考えているのか。 ・太陽光発電設置を認めない自治体もあるなど、厳しい社会状況（環境）下での法人の事業運営が求められると考えている。風力発電など太陽光発電以外の再エネ電力の確保の必要性はないのか。 ・ごみ量が減少傾向にある中で、必然的に廃棄物発電量も減少することとなるが、事業モデルとして背反するものを抱える中、将来的にどう展開していくのか。将来を見据えた取組がより大事になるため、今後の事業スキーム等を確認したい。	・川崎未来エナジーは多くの電源を処理センターの廃棄物発電で賄っていることから、電力市場における価格高騰の影響を受けにくいほか、市場からの調達量を適切に管理しているため、安定した事業運営が可能と認識しております。また経営基盤の強化にも取り組んでおり、安定した事業基盤の確立に努めているところです。 ・太陽光発電等の再エネの導入拡大にあたっては地域との共生を確保することがより一層求められており、国においては、屋根設置等の地域共生が図られた太陽光の導入支援等が進められているところです。こうしたことを踏まえ、川崎未来エナジーでは、引き続き太陽光発電をはじめ多様な再生可能エネルギー電源の調達の在り方を検討するものと認識しております。 ・廃棄物発電量の減少や、事業拡大に伴う相対電源及び市場からの調達量増が想定されることから、多様な再エネ電力の調達など、安定した事業運営に向けて検討していくものと認識しております。

項番	項目	意見	市の見解
12	川崎未来エナジーの地域エネルギー事業について	・指標１の未達が２年続いた中、今後は目標達成の見込が立つのか。見通しを確認したい。 ・再エネ普及を進めていくにあたり、市民の行動変容も重要であるため、普及啓発も進める必要があると考えるが、市と法人とがどこまで連携して取り組んでいくのか考え方を確認したい。	・指標１の「市域への再エネ電力供給量」は、ごみ焼却量の減少に伴い、市から調達する廃棄物発電量が想定を下回り、事業パートナーへの余剰売電量が少なくなったことなどから目標未達となりました。 当該指標は「販売電力量」と「余剰電力取次量」の合計であるため、市の廃棄物発電量に左右されますが、次期方針では、指標を市の廃棄物発電量の影響を受けにくい「市域への再エネ電力販売量」に見直し、主体的な取組実績を評価することとしています。今後は、公共施設に加え、民間施設への再エネ電力販売を一層強化することにより、目標達成を目指してまいります。 ・再エネ普及に向けた市民の行動変容の促進については、市としても重要だと考えており、川崎未来エナジー（株）においても様々な取組を進めています。これまでも、市と川崎未来エナジー（株）で連携して再エネ電力供給を契機とした環境配慮行動を促すキャンペーン等を実施してきたところですので、今後も、相乗効果が見込めるものにつきましては、連携しながら取組を推進してまいります。

項番	項目	意見	市の見解
13	川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進事業について	・参加者数の伸び悩みについて、昨年度の本委員会での意見への対応として、若い年代など新たな層の獲得や、他の機関や共催団体と連携した新しいアプローチ方法の模索に取り組むと回答していたが、その進捗や今後の見通しについて確認したい。 ・就労継続支援Ｂ型事業所などとはどのように連携し対応しているのか。参加できることがあると思うが、考え方を確認したい。	・新たな層の獲得については、川崎市内の障害福祉サービス事業所などの広い範囲へ教室の周知・参加者募集に取り組んでおります。共催団体等と連携した新しいアプローチ方法については、共催団体等と意見交換を行い、その結果、参加者にはリピーターが多いことを把握したため、リピーターの方が飽きることなく参加できるよう教室の内容を高度化することに取り組んでおります。また、参加しやすい形態での実施として、ZOOM などオンラインでの実施にも取り組んでおります。今後も共催団体等と連携し、効果的な実施方法を継続して検討していきたいと考えております。 ・就労継続支援Ｂ型事業所との連携については、川崎市内の就労継続支援Ｂ型事業所に対して、教室等の実施について、メール配信やチラシ及びポスターを配布しており、実際に令和７年度も就労継続支援Ｂ型事業所を利用している方も参加されております。

項番	項目	意見	市の見解
14	川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進事業について	・新たなニーズの掘り起こしに取り組んでいるとのことだが、イベント参加者数が増加する一方で生活訓練等事業への参加者数が減少するなど、現在の取組内容がニーズに合致しているのか疑問に感じる。若年層の数は流動的になりがちであるが、年齢層の分布などを分析した上で取組を検討しているのか確認したい。	・共催団体等との意見交換を行い、現状の参加者は高齢のリピーターの方が多いということを把握しております。この方々に継続して参加していただけるよう教室内容を新たに企画するなどの満足度向上に取り組んでおり、教室の内容が魅力あるものとなることで新たなニーズの掘り起こしにも繋がると考えております。 ・また、同時に若年層を含めた新たな参加者の獲得のため、より広い範囲へ参加者募集の周知を行い、若年層向けの教室の実施に取り組んでおります。今後は、若年層向けの新たな教室の企画等も検討してまいります。
15	川崎市母子寡婦福祉協議会の母子家庭等地域活動推進事業について	・年々会員者数が減少傾向の中、たとえば、200 人を切った場合など大きく事業を取り巻く状況が変わった場合は、会費制度に固執することなく、事業のあり方も含めて市と法人で方向性や具体的な内容を検討すべきではないか確認したい。	・同協議会の会員数については、こどもの成長や会員の再婚、寡婦の高齢化等による退会が一定数あるものの、親子で参加できるイベントの企画等により若い世代の入会に繋がり近年は横ばいでしたが、令和７年度は更新方法の見直しを行ったことから減少となっています。 ・今後については、よりニーズに沿ったイベントの実施とともに、ホームページや LINE 等において活動を魅力的に伝える取組等により、ひとり親家庭へ効果的に情報を届け、引き続き新規会員の獲得に取り組んでまいります。

項番	項目	意見	市の見解
			・会員数が減少する状況においても、市が事業実施に至っていないひとり親家庭の交流や地域活動の場としての本事業の役割は重要と考えておりますが、事業を取り巻く状況が大きく変わった場合の事業のあり方や方向性、具体的な内容については今後検討してまいります。
16	川崎市母子寡婦福祉協議会の母子家庭等地域活動推進事業について	・近年は市民の行動様式の変容やインフレ等により、社会経済状況が変化してきている中、家族の生活様式も変わり、それにともなってニーズも変化しているように思われる。ニーズの把握とそれへの対応について確認したい。	・若い世代の組織離れ等の傾向がある中、会員のニーズの把握については、アンケート実施や各地区会等の役員が地区ごとの役員会やイベント時の会員とのコミュニケーションを通じて意見を吸い上げる役割を担っており、毎月の三役会等においてニーズを踏まえた活動やイベントの企画等へ反映することにより対応しております。 ・近年行った対応としては、イベント内容としてテーマパークを取り入れたことや、母子部の情報発信・連絡ツールとしてLINEアカウントの運営を令和７年度から開始したこと、また会員の負担軽減のため事業の運営に係る委員会等の統合や会議等の回数の精査による効率化を図ったこと等が挙げられます。

項番	項目	意見	市の見解
17	川崎市公園緑地協会の緑化推進・普及啓発事業について	・経常収支比率が 100%に達しない厳しい経営状況が続く中、目標値に達していない事業（取組）もあるが、その内容については市民ニーズを踏まえた時宜を得たものになっているのか。 ・法人として、成果が発現していない事業（取組）に対して、限られた資源をどこまで投入するのか、市も一緒になって考えるべきと思うが、考え方や方向性を確認したい。	・ホームページアクセス回数（指標１）については、令和７年度は、多くの市民の関心が高いばら苑の一時公開中止の影響があったほか、事業見直しに伴い一時的に情報発信機会が減少したことから、閲覧数が低下している状況ですが、令和８年度からは、市民リポーターが取材・発信を行い、交流イベントも一体的に実施する「はなまちガーデンリポート事業」など多様な市民の関わりを促進しながら、発信コンテンツの充実と閲覧機会の拡大に取り組んでまいります。また、各種助成制度など、成果が継続的に目標値に達していない事業については、制度の使い勝手やニーズとの不一致などが考えられるため、市としても現状の問い合わせ状況や緑化推進における他都市状況等の把握に努め、見直しを図っていく必要があると考えています。 ・法人の事業において、形骸化していると考えられるものや、成果に対して過度の負担となっている事業がないか法人にヒアリングを行い、取組の廃止や負担が少ない形への見直し等を行い、市としても効率化に取り組んでいるところです。

項番	項目	意見	市の見解
18	川崎市公園緑地協会の緑化推進・普及啓発事業について	・令和９年度は近隣自治体の横浜市において、親和性が高い国際園芸博覧会が開催されるが、法人や事業として連携を検討できる余地があるのか、状況を確認したい。	・国際園芸博覧会は、国際的な位置付けでは昨年大阪で開催された万博と同等クラス（BIE（博覧会国際事務局）登録・認定）緑の祭典としては国際規模でも最上位の催しです。川崎市でも、本市のみどりの将来像に向けた取組を国内外に発信するべく「花・緑出展（全国の自治体・企業等が庭園等を作成展示します）」に参加することとし、グリーンコミュニティ推進室内に組織を編成し、最先端技術を有する専門家チームと出展庭園の計画づくりを進めているところです。 ・公園緑地の利用促進や中間支援組織としての機能を持つ公園緑地協会においては、この隣接市で開催される園芸博覧会から発出されるボランティア募集や催し等の情報を、緑に関心を持つ市民に届ける役割を担ってきており、今後に向けても市内での広報イベントでの連携など様々な機会をとらえて連携を図って行きたいと考えております。

項番	項目	意見	市の見解
19	川崎市消防防災指導公社の防火防災及び救急に関する普及啓発事業について	・指標１「救急隊が到着するまでに市民が心肺蘇生を実施した割合」の未達要因の特定は困難とのことだが、市民救命士が増えれば指標１の割合も増加する可能性が高いと考える。取組と実績値の関係性が薄いとしても、運用に見直す余地はないのか考え方を確認したい。 ・指標１は次期方針では設定していないとのことだが、現方針で設定した意図はあるはずなので、当時の考え方も含め、指標の適否の振り返りや未達要因の深掘り、今後の取組の具体的な明示が必要ではないか。	・市民による心肺蘇生実施割合の増加は、救命率の向上等の観点から重要な課題と認識しております。一方で、心肺蘇生の実施主体は市民救命士に限定されるものではなく、また、心肺停止傷病者が発生した場所や周囲の環境などの外的要因や、身体的接触への心理的負担など、複合的な要因も実施に影響しているものと考えられます。このように、市民救命士等の養成は当該割合の増加に一定寄与できるものの、その取組成果が必ずしも当該割合の増加と連動するものではないことから、次期方針においては、公社事業の成果を直接的に測ることができる指標設定に見直しを行いました。 ・本法人としましては、市民救命士等の養成を通じて、市民による心肺蘇生実施割合の増加に寄与していくことが重要な役割であると認識しております。そのための取組の一つとして、消防局と指導公社が連携し応急手当の普及啓発を展開しており、具体的には、あらゆる機会を通じて市民救命士養成講習の広報活動を行っているほか、関係局と連携し、応急手当普及員資格を有する市立看護大学の学生が、市内の児童・生徒へ救命教育を行い、新たな市民救命士証を指導公社が発行する取組を今年度より開始し、次世代の市民救命士の裾野の拡大を図っています。

項番	項目	意見	市の見解
			・引き続き、関係局との連携による救命教育の拡充や普及啓発の多角的な推進により、市民による心肺蘇生実施の機運を実質的に高めていくことを通じて、結果として心肺蘇生実施割合の向上に資する取組を進めてまいります。
20	川崎市消防防災指導公社の防火防災及び救急に関する普及啓発事業について	・費用対効果の評価が「(4)不十分である」となっており、本市財政支出が増加した主な要因は、定年延長に伴う職員給与額の改定等による事業費（委託料）増とのことだが、公的サービスを維持していく上で職員給与の適切な増額は重要とも言える。また、公的サービスの実施にあたり、実施主体の選択肢として直轄や民間もある中で出資法人を選択しているのであれば、法人の事業の棚卸しや財務分析を行った上で、市の人事政策とも連携した人員と給与水準の適正な管理が重要である。そのための必要な市からの財政支出は行うべきと考える。考え方や方向性を確認したい。	・本法人の事業は、市民の安全確保に直結する重要な役割を担っており、市民の防災意識も高まりを見せる中で安定的なサービス提供を行うためには、適切な人員体制の確保が不可欠であり、そのためには給与水準の適正化が課題の一つであると認識しています。また、近年の本市財政支出（委託料）の増加についても、昨今の人件費の動向を踏まえた対応であり、一定の合理性があるものと考えます。 ・一方で、経営面に課題があることも認識していますので、出資法人としての効率的かつ持続可能な運営の観点から、事業の必要性や実施手法の見直し、財務状況の分析を行った上で、市の人事・財政部門などとも連携して検討を行い、適正な人員配置及び給与水準の管理に努めていく必要があるものと考えます。 ・上記の取組について、経営健全化の視点を踏まえつつ、当該事業の公益性や必要性を踏まえながら、必要な財政支出の在り方について総合的に検討してまいりたいと考えています。

項番	項目	意見	市の見解
21	川崎市学校給食会の安全で安心な給食物資の安定的・継続的な供給について	・学校給食費の公会計化により、給食費の支払いに関する事務は削減、効率化されたのか、現状や進捗を確認したい。	・令和３年度からの給食費徴収業務は市の業務となったため、その部分の業務量は減少していますが、令和２年度以前の給食費は引き続き、公財）川崎市学校給食会が学校と連携を図り、徴収業務を担っています。 ・一方、公会計化に伴い、一部業務が増えた部分もあり、例えば、特別支援学校の給食を統一献立に改めたことにより、食材調達業務に関して、特別支援学校の４校分（田島支援・田島支援桜校・中央支援学校・聾学校）が増加しました。 ・なお、公会計時に業務の増減について検証したところ、1 人工分の業務は減少していなかったため、公会計前と同数の職員数としてきましたが、令和６年度に定年退職した職員を補充せず、令和７年度は１名減員したところでございます。

（2）　経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項番	項目	意見	市の見解
1	川崎市スポーツ協会の収益性の確保について	・物価高騰による収益の減は理解できる。ただ、収益性の確保のため事業への参加料を値上げすることは、受益者負担といえども、競技（する）スポーツの振興の観点から、極力最後の手段としたほうが妥当と考えるがいかがか。	・多くの方に参加いただいているスポーツイベントの一つである多摩川マラソンは、スポーツ振興の観点から、他都市が値上げしている中、今まで参加料の据え置きを行ってきましたが、物価・人件費高騰分や他都市同事業の参加料の値上げ等を踏まえ、令和８年度に参加料の値上げを実施することとなっております。 ・また、値上げ幅についても物価高騰分等を想定しているため、500円に抑え、必ずしも法人の収益性確保の為だけではなく、スポーツの推進を大前提とした上での受益者負担であると考えております。その他教室（スキー・スノーボード教室、スケート教室等）の値上げについても同様と考えております。

項番	項目	意見	市の見解
2	川崎市スポーツ協会の収益性の確保について	・スポーツに関心のある市民が多く、事業参加者数が大きく増加する一方で、指定管理施設の受託数が減少し、今後事業参加者数などについて大きく減少が見込まれると、法人として各取組について抜本的な見直しや多角化など様々な可能性を検討する段階に来ているのではないか。法人運営における方針の練り直しの必要性についてどのように考えているか。	・本市施策推進に向けた事業取組「施設管理運営事業」における市の見解と同様でございます。（P13 項番７参照）
3	川崎市まちづくり公社の有利子負債比率の計画的な削減と主要な売上高の維持について	・すでに一部施設ではテナント更新にあたり賃料の値上げを行うなど、物価やエネルギー価格の高騰が著しい社会状況を踏まえて売上高の確保に取り組まれているところだが、値上げに伴う空室リスクのバランスも重要な視点と考える。今後の目標達成の見込や多角的な事業展開の検討可能性など、売上高確保に向けた方向性を確認したい。	・有利子負債比率の削減と売上高維持に向け、賃料の適正化による財源の確保を進めております。また、賃料につきましては、地域の不動産市況やテナントの動向を分析し、周辺賃料等とのバランスを取りながら空室リスクの最小化に努めており、売上高維持に向けた目標達成は可能であるものと考えております。 ・今後も引き続き現在の賃料収入を確保するため、施設の改修や設備機器の更新など計画修繕等を適切に実施し、テナントにとって魅力ある施設を維持し、安定的かつ持続可能な経営基盤の構築に努めてまいります。

項番	項目	意見	市の見解
4	川崎市公園緑地協会の運営の自立性の向上について	・経常収支比率が 100%に達しない厳しい経営状況が続く中、目標値に達していない事業（取組）もあるが、その内容については市民ニーズを踏まえた時宜を得たものになっているのか。 ・法人として、成果が発現していない事業（取組）に対して、限られた資源をどこまで投入するのか、市も一緒になって考えるべきと思うが、考え方や方向性を確認したい。	・本市施策推進に向けた事業取組「緑化推進・普及啓発事業」における市の見解と同様でございます。（P21 項番 17 参照）
5	川崎市公園緑地協会の運営の自立性の向上について	・等々力緑地再編整備事業の PFI 導入に伴い大きな収入源がなくなり、それが低調な経常収支比率につながっているのであれば、経営改善を法人に一任するのではなく、法人のノウハウや知見が活かされるような収益事業を考えるなど、市と法人で連携して取り組んでいく必要があるのではないか。	・現在、市担当部局としても公園緑地協会の健全な経営に向けて効果的な措置を図る必要があると考えており、公園緑地協会の公園売店や駐車場運営におけるノウハウを生かして収入につながるよう、公園緑地内の自動販売機設置拡大や、収益性の低い駐車場運営の見直し調整、新たな駐車場活用の方策検討において必要な情報を提供して協議しているほか、公園緑地でのイベント開催による収益確保の検討に連携して取り組み、公園緑地を所管する区との調整などを実施しております。

項番	項目	意見	市の見解
6	かわさきファズの財務状況の改善について	・「改善（Action）」の「方向性の具体的内容」に記された経営健全化に向けた取組は、地道に実施していく必要がある。	・御意見のとおり、経営健全化に向けた取組は、粘り強く継続的に実施していく必要があると考えております。賃料アップやユーティリティ売上げの向上、また計画に基づく施設・設備の修繕等を行いつつ優先度の高いものについては柔軟に対応するなど、着実に進めてまいります。
7	川崎市消防防災指導公社の経営の健全化について	・南海トラフ地震や頻発する水害により市民の防災意識は高まっているものと考える。法人の役割は市民生活に直結する重要なものであるため、経営健全化に向けて既存事業で収入確保に注力するというよりは、市からの財源投入なども視野に入れて検討すべきと考えるがいかがか。	・本市施策推進に向けた事業取組「防火防災及び救急に関する普及啓発事業」における市の見解と同様でございます。（P24 項番 20 参照）

項番	項目	意見	市の見解
8	川崎市消防防災指導公社の経営の健全化について	・費用対効果の評価が「(4)不十分である」となっており、本市財政支出が増加した主な要因は、定年延長に伴う職員給与額の改定等による事業費（委託料）増とのことだが、公的サービスを維持していく上で職員給与の適切な増額は重要とも言える。また、公的サービスの実施にあたり、実施主体の選択肢として直轄や民間もある中で出資法人を選択しているのであれば、法人の事業の棚卸しや財務分析を行った上で、市の人事政策とも連携した人員と給与水準の適正な管理が重要である。そのための必要な市からの財政支出は行うべきと考える。考え方や方向性を確認したい。	・本市施策推進に向けた事業取組「防火防災及び救急に関する普及啓発事業」における市の見解と同様でございます。（P24 項番 20 参照）

(3)　業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

意見等特になし。

【参考資料】

(1)　委員名簿

氏名 （敬称略・五十音順）	役職等
出石　稔（会長）	関東学院大学 法学部 教授
出雲　明子	明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科 専任教授
嘉藤　亮	神奈川大学　法学部　自治行政学科主任　教授
黒石　匡昭	ＰＡパートナーズ株式会社 代表取締役 公認会計士
中村　郁博	東洋大学　大学院経済学研究科公民連携専攻　専攻長　兼　教授 東洋大学　国際ＰＰＰ研究所　所長

(2)　審議経過

・第１回委員会

令和８年７月６日（月）川崎市役所本庁舎２階 204 会議室（WEB 併用）

・第２回委員会

令和８年７月 27 日（月）川崎市役所本庁舎２階 204 会議室（WEB 併用）